

I 「確かな学力」, 「豊かな心」, 「健やかな体」の育成

「確かな学力」の育成 授業力の向上

児童生徒に基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、「確かな学力」を育むためには、学校教育活動の中心である日々の授業を、より質の高いものとする必要がある。

児童生徒に、学習指導要領に示される付けたい力（資質・能力）を付けるために、教師一人一人が、指導内容に関する専門性を高め、指導方法の工夫などを積極的に行うなど、授業力の向上を図ることが大切である。

1 求められる確かな授業力

「求められる教職員像」(平成17年3月 広島県教育委員会)では、「子どもたちに確かな学力や豊かな心などの『生きる力』を育むためには、日々の授業を、より質の高いものとする必要がある。」とし、「新たな『教育県ひろしま』の創造に向けて特に求められる事項」として確かな授業力をあげている。

参考：本誌 第5章「教職員としての在り方」P5-1

2 授業力

「授業力」とは、授業の「ねらい」の達成を目指し、授業を適切にマネジメントする能力、つまり授業を計画、実施、評価、改善する力である。「授業力」を構成する力として、次の四つが考えられる。

■ 授業を企画し構想する力

授業のねらいを明確にし、授業を受ける児童生徒の実態を的確に捉えた上で、授業で用いる教材観を深め、適切に選択し、探究・追究する過程を構成することができる力

■ 児童生徒の状況に応じて適切に指導する力

高い指導技術をもち、個に応じて分かる授業を展開する力。また、児童生徒の意見を集約したり焦点化したりしながら内容を理解させたり思考を深めさせたりするなど、授業の中でコーディネートする力

■ 授業を評価する力

児童生徒の学習の成果を的確に捉えるとともに、授業全体を振り返り、成果と課題を明確にできる力

■ 授業を改善する力

研究授業等を主体的に行い、目標とする授業のイメージをしっかりとって工夫・改善に努め、組織の中で高めていこうとする力

求められる教職員像

<平成17年 「人材育成の基本方針」及び「求められる教職員像」>

普遍的な事項

- 高い倫理観と豊かな人間性をもっている。
- 子どもに対する教育的愛情と教育に対する使命感をもっている。
- 専門性を発揮し、的確に職務を遂行できる。
- 社会や子どもの変化に柔軟に対応できる。

新たな「教育県ひろしま」の創造に向けて特に求められる事項

確かな学力
豊かな心
信頼される学校



- **確かな授業力**を身に付けている。
- 豊かなコミュニケーション能力を有している。
- 新たなものに積極的に挑戦する意欲をもっている。
- 他の教職員と連携・協働し、組織的に職務を遂行できる。

3 授業力を高める授業研究の充実

(1) 授業を構想する力の向上

参考：本誌 第1章Ⅱ

「1 『本質的な問い』による授業改善」 P 1-7

ア 学習指導要領の理解

授業を構想するに当たり、学習指導要領のどの事項・内容を踏まえているのかを明確にすることが大切である。そのために、学習指導要領及び学習指導要領解説を熟読し、各教科等の指導について、それらの目標や内容をしっかり把握することが重要である。また、指導する学年や所属する校種に留まらず、他学年や異校種の目標や内容等についても把握し、教科等の全体像を系統的に理解しておくことが必要である。

イ 教材研究の充実

教材研究とは、指導の目標を達成するために、単元（題材）についての指導内容や必要な教材及び指導方法などを研究（吟味、選択、分析、理解）することであり、授業づくりにとって最も重要な準備といえる。

教材研究のポイント（例）

- 本教材にはどのような特質があり、それによりどのような力を付けるのか。
- 本単元（題材）と関連した既習の学習内容の理解の状況や反応はどうか。
- 本単元（題材）の異校種や他学年との内容の系統はどうか。
- 上記を踏まえて、どのような指導内容・方法の工夫ができるのか。
- どのくらいの時間でどのような順で指導を行い、どのような評価を行うのか。
- 学習活動についていけない（学習に対するつまずきの大きい）児童生徒がいたらどのように指導するのか。

ウ 学習指導案の作成・検討

学習指導案を作成し検討することは、授業力向上のために重要である。

学習指導案は、シラバス（年間指導計画）から本単元（題材）や本時の位置付けを明確にするとともに、指導のねらいを達成させるために学習内容、学習活動をどのように構成し、その結果、どのような成果が期待できるかを示すものである。

なお、学習指導案の内容や様式については、学校の研究内容に関連させるために項目を工夫したり、授業改善に生かすために様式を簡略化したりする（※日常的に授業研究をする場合の例）など、各学校において目的や意図に応じて工夫する必要がある。

※日常的に授業研究をする場合の簡略化した学習指導案の例

- 単元名 「意見文を書くひけつをつかもう」
- 本時の目標
二つの意見文を比較・分析し、説得力のある意見文を書く際に必要な条件を捉えることができる。
- 本時の学習展開

	学習活動	指導上の留意事項	評価規準（評価方法）
1	前時の振り返りと本時のめあての確認		
	二つの意見文を比較して、説得力のある意見文に必要な条件を見つけよう。		
2		

【学習指導案の形式例】

〇〇科学習指導案

日時
学年
単元（題材）名
単元（題材）設定の理由
・単元（題材）観
・児童（生徒）観
・指導観

単元（題材）の評価規準

知識・技能	思考
-------	----

○ **本単元（題材）の学習のねらいの明確化**
 【単元（題材）観】
 学習指導要領を踏まえ、この単元（題材）の学習内容について、具体的に記述する。
 【児童（生徒）観】
 この単元（題材）における児童（生徒）の既習事項や定着状況を、これまでの授業評価や事前テスト、アンケートなどで分析し記述する。
 【指導観】
 児童（生徒）の学習状況を踏まえて、本単元（題材）における指導内容・指導方法の工夫や指導上の留意点等を記述する。

○ **目標や内容の焦点化**
 本単元（題材）では、学習指導要領に示す目標や内容のどの部分を指導しようとしているのか明確にする。

指導と評価の計画（全〇〇時間）（例 理科）

次	学習内容（時数）	知・技	思・判・表	主体的態度	評価規準	評価方法
	○班ごとに撮影した影の写真を比較し、各自が問題を見いだす。		○		差異点や共通点を基に、問題を見いだすことができるかを確認	ノート【記述分析】 思考・判断・表現①/

○ **観点の趣旨の理解**
 評価規準・評価方法の作成に当たっては、学習内容のどこでどの観点をどのような方法で評価するのかを明確にすることが大切である。

本時の展開例（例 国語科）

本時の目標 — 相手に伝わるように、行動したことや経験したことに基づいて、話す事柄の順序を考えることができる。

学習活動	指導上の留意事項	評価規準（評価方法）
1 課題意識をもつ。 ○ 自分の書いた「話のくみだてカード」を見て、前時の学習を想起する。	・前時での学習を想起して、一番伝えたいことを確認できるよう指導する。	
2 本時のめあてを確認する。 ○ めあてを設定する。	あいてにつたわるように、話すじゅんじょを考えてカードをならべよう	
3 話す順序を考えて、「話のくみだてカード」を並べる。 ○ 例で示された二つの「話のくみだてカード」の並び方を比較して、どんな順序で話すかと伝わりやすいか、意見を交流する。	・どのような順序で説明すると、相手に伝わりやすくなるかを考えながら比較するよう促す。 例 経験した順に並べるなど時間的な順序 感動の大きかった順に並べるなど事柄の順序	
① <予想される児童の発言> ・出来事の順番通りに話す伝わりやすい。 ・一番心に残ったことを一番に言うといい。 ○ 相手に伝わりやすい順序を考え、自分の「話のくみだてカード」を並べ替える。	○ 予想される児童生徒の反応（行動・発言内容等）を示す。 ・自分でカードを並べ替えるのが難しい児童には、カードに書いた事柄から、これを夏休みの思い出にした理由を想起させ、相手に伝えたい内容を絞り込むよう指導する。	② 【思・判・表】カードの並び順とその順序にした理由の確認 (ワークシート)
○ 指導と評価の一体化 ①で指導したことが児童生徒にどれだけ定着しているかを②で評価することとなる。そのため、①では、ねらいを明確にした意図的な指導が必要になる。③では、努力を要する状況や十分満足できる状況の児童生徒に対してどのように対処するのかを具体的に準備しておくことが大切である。	○ 1単位時間内で評価可能な評価の観点とその規準、評価方法を設定する。	
5 本時のまとめを行う。 児童のまとめ例： その日あったことをじゅんばんどおりに話すとなつたわりやすい。 心にのこったことを一番につたえると気持ちがよくつたわる。	○ めあてに対応したまとめを行う。	
6 本時を振り返り、次時につなげる。		

エ 発問計画の作成

授業において発問は、教師の授業のねらいに係る「問い」であり、児童生徒から多様な考えを引き出すものである。付けたい力に対応した学習活動を充実させるために、事前に、どのような発問が適切かを考え、児童生徒の反応を予想した発問計画を作成することが重要である。その際には、発問が、確実にねらいの達成に向かうものであるか、児童生徒の主体的な思考を促し高めるものであるか、教科等の見方・考え方を働かせるものであるか、具体的で児童生徒に分かりやすい表現であるか等に配慮する必要がある。

また、実際の授業では、発問で多くの反応を引き出すとともに、それらを類型化、構造化し、授業のまとめに向けて焦点化していくことが重要になる。

オ 板書計画の作成

授業において板書は、児童生徒の思考の整理、学習の記録、資料提示の役割を担うものであり、板書によって1時間の授業の流れがより明確になる。また、児童生徒の発言を記すことで、授業のねらいに向けての子供の学び合いの内容が明らかになる。事前に児童生徒の反応を予想した板書計画を作成することは、授業の精度を高めていくことにつながる。

コラム① 【よりよい発問とは】

- 一問一答にならないよう、ねらいに沿って、多様な考えが出し合える発問
- 児童生徒の実態や発達段階を踏まえ、児童生徒一人一人を生かす発問
- 少なく問いかけ、多くを答えさせるような発問
- 児童生徒間で話し合いが始まり、深まるような発問

コラム② 【よりよい板書とは】

- 正確な板書（用語、漢字、筆順等）
- 分かりやすい板書（量、位置、構造化）
- 1単位時間の授業を一目で振り返ることができる板書
- 児童生徒の意見、考えが大切にされた板書

コラム③ 【よりよいノートとは】

- 自分の考えをまとめたり、深めたりするノート
- 授業内容の記録、復習、反復、練習だけでなく、授業の中での気付き、疑問、感想などが書き込まれたノート
- 自分なりの学習方法の創意工夫がされているノート

コラム④ 【よりよい評価とは】

- 児童生徒が自らの学習状況に気付き、自分の学びを見つめ直すきっかけとなる評価
- 肯定的な指導・助言によりその後の学習や発達を促す評価

(2) 児童生徒の状況に応じて適切に指導する力の向上

ア 授業評価の充実

授業力向上のためには、児童生徒の実態や授業のねらいに応じた学習指導力が必要である。日々の授業実践において、学習指導力が身に付いているかどうかを判断するために、自らの授業をビデオ等に収録したり、他の先生に参観してもらったりして、学習指導についての評価項目に沿って自己評価あるいは相互評価することにより、問題点を把握し、改善を図ることが有効である。

イ 教師の「ことばの力」の必要性

教師の話し言葉や書き言葉は、児童生徒にとって大きな学習環境の一つであることを踏まえ、授業力を向上させるためには、教師の「ことばの力」を高める必要がある。教師は、正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くことが大切である。

また、児童生徒の発達段階に応じて、普段から分かりやすく筋道立てて話すよう努めることが大切である。

ウ 学習規律の徹底

児童生徒の学力を高めるためには、授業における学習規律の徹底が重要である。

学習規律の徹底の取組は、一人の教師や一つの教科だけが行っても十分な効果は上がらない。同じ学校の全教職員が同じ方向性を持ち、具体的に目指す児童生徒の姿を明確にして取り組むことが大切である。また、異校種間において、学習規律の指導について連携し、つながりを意識した継続的な指導を図ることも大切である。

(3) 授業を評価・改善する力の向上

ア 授業力を高めるための校内研修の実施

授業力を高めるために、教師一人一人が絶えず自分の授業について振り返り、日常的・計画的に授業改善に取り組む必要がある。

その際、具体的な改善点、児童生徒の反応、残された課題等について記録を残し（記録化・文書化）、日常的に教師間で交流するとともに、校内研修会等の機会を得て、学校全体で交流することも大切である。このことにより、各個人の授業改善の取組を学校全体で共有化し、組織的な改善を進めることが可能となる。

イ マネジメントサイクルに基づく校内研修の工夫

学校が組織としての総合力を高めるためには、教職員一人一人がもっている知識や経験が学校全体で共有される必要がある。研修の成果を他の教師も共有できるよう校内研修の在り方を見直し、「知の共有化」が図られる体制を作ることが必要である。特に、授業力向上のためには、授業研究を中心としたマネジメントサイクル（P D C A）に基づく効果的・効率的な校内研修を工夫することが必要である。

ウ 授業研究の充実のための事前・事後研修の充実

授業研究を中心とした校内研修を効果的に進めるためには、学習指導案の検討を中心とした事前研修と、授業後の事後研修を充実させることが重要である。

エ 研修方法の工夫

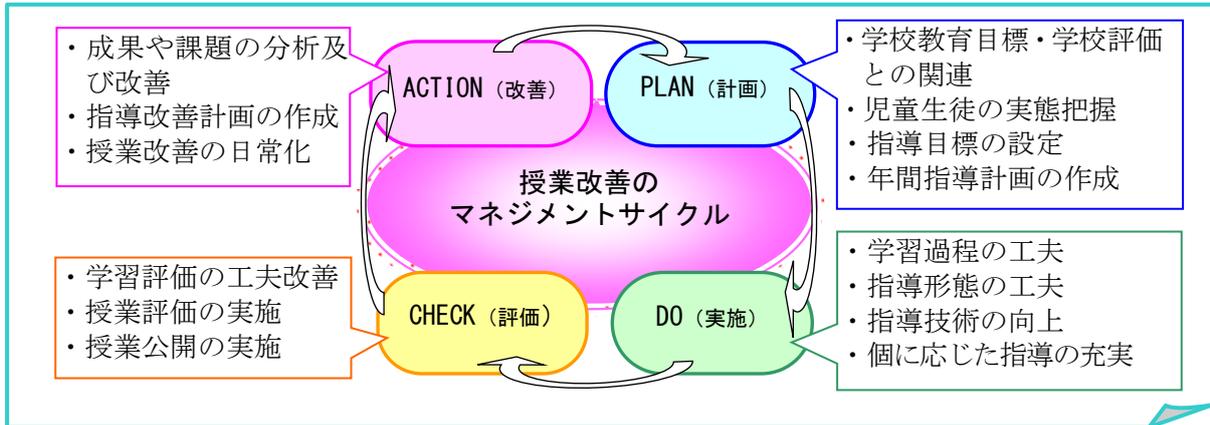
研修方法の工夫が研究の深化につながる。研修には様々な目的がある。「校内で課題意識を共有する」場合や「実際の課題を解決する策を立てる」場合などには全ての教師が主体的に参加することが重要で、自らが課題に取り組む一員であることを実感することが求められる。

参加者全員が共通の課題に取り組み、相互作用や双方向性を通じて学びや成果を生み出すという体験的なワークショップ型研修を取り入れるなど、目的に応じて、様々な方法を工夫したり組み合わせたりすることが大切である。

4 授業改善のマネジメントサイクル

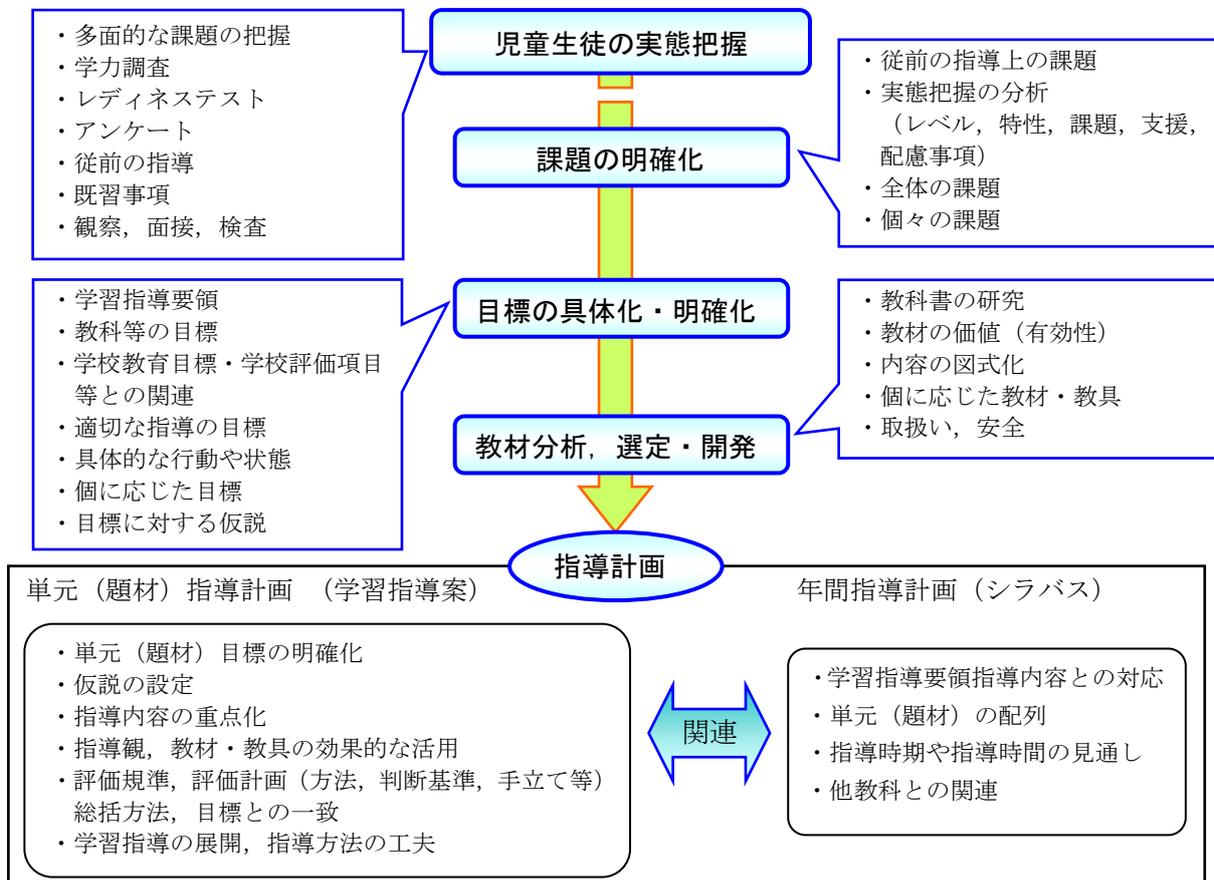
児童生徒に確かな学力を育むためには、学年や単元（題材）、1 単位時間の授業など、様々な段階においてマネジメントサイクルに基づく授業改善を行うことが必要である。

教師一人一人がそれぞれの取組により授業力の向上や授業改善の努力を行ってきたが、今後さらに、学校や市町、教育研究会などにおいて、組織的、計画的に授業改善の取組を進め、授業の質を一層高めていくことが大切である。



(1) 計画（PLAN）段階の改善

指導計画はいわば授業の設計図である。計画段階の各要素の関係を意識するとともに、実施（DO）・評価（CHECK）等とのつながりを意識して作成するものであり、全体を俯瞰しつつ計画の詳細を調整することが必要である。



※ 新聞などの教科書以外の資料を教材として取り扱う場合には、学習指導要領の目標に照らし、児童生徒に一方的な見方や考え方を押し付けることなく、客観的で公正な視点で内容を十分吟味し、子供の発達段階に応じた適切な資料が選定されるよう、各学校の校長が適切に判断する必要がある。

(2) 実施 (DO) 段階の改善

指導に当たっては、ねらいに即した効果的な学習過程、学習活動や指導形態などを取り入れる必要がある。

特に、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うために、「しっかり教える」「じっくり考えさせる」「はっきり表現させる」学習過程や、言語活動の充実を図った学習活動、体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるなど一層の工夫改善が必要である。

(3) 評価 (CHECK) 段階の改善

評価については、児童生徒の学習の定着状況を的確に把握するために、指導内容や児童生徒の特性に応じて、評価の場面や方法を工夫することが必要である。学習の成果だけでなく学習の過程を重視し、一人一人のもつ多様な側面、進歩の様子などを把握し、どれだけ成長したかという視点が大切である。

教師が、自らの指導を振り返り、授業改善を進めるための一つの方法として、授業評価がある。授業評価には、「自己評価」「児童生徒による評価」「教師相互による評価」「保護者等による評価」等が考えられる。いずれの場合も評価結果から明らかになった課題の解決に向け、具体的な方策を立て、授業改善を進めていくことが大切である。

各校において、このような取組を、組織的・計画的に行うことはもとより、教育研究会等の研修会等においても、広く進めることが大切である。

(4) 改善 (ACTION) 段階の改善

改善に当たっては、目標、指導内容・指導方法、評価計画等を一貫して見直すことが必要である。また、組織的・計画的に授業を振り返り、日常的な授業改善に取り組むことも必要である。

特に年間指導計画は教師の指導に留まらず、児童生徒の学習のめあてとしても共有できるもの（到達点が見えるもの）であったかを見直してみることも大切である。

5 学年間、異校種間における連携の視点

学習指導要領等では、児童生徒により確かな学力を身に付けさせるため、教科等の系統性に留意した指導が求められている。指導の効果を高めるためには、他学年や異校種の教科等の指導内容や指導方法等を理解し、内容の系統を捉えて指導することが大切である。

例えば、他学年や異校種の教科書等を参考にすることによって、目の前にいる児童生徒がこれまでどのような学習をしてきたのか、また、これからどのような学習をするのかを知り、意図的・計画的に指導内容や指導方法等を工夫した授業計画を立てることが効果的であると考えられる。

<外国語教育における異校種間の連携>

平成 29 年 3 月告示の新学習指導要領では、「指導計画の作成と内容の取扱い」において、指導計画の作成に当たっては、小・中・高等学校を通じた領域別の目標の設定という観点を踏まえ、小学校では中学校や高等学校における指導との、中学校では小学校や高等学校における指導との接続に留意した上で、配慮する事項が示されている。

こうした事項を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることが重要である。

(参考：小学校・中学校学習指導要領 第 9 節外国語 平成 29 年 3 月)

＜学力調査結果における通過率の低い設問の学年間、異校種間の連携＞

平成29年度広島県学力調査報告書は、調査結果から、通過率の低い設問について、学年間、異校種間の指導の系統性を意識し、その問題を解くために必要な他学年や異校種における指導内容を掲載している。

各教科におけるつまづきを早い段階からなくすために、学年間や異校種間で連携して、指導方法を工夫することが大切である。

中学校 数学

継続的な課題として考えられる内容 関係を文字式で表す

問題の趣旨
数量の関係を文字を用いた式で表すことができる。

学習指導要領における領域・内容
【第1学年】 A 数式
(2) 文字を用いて数量の関係や法則などを表し表現したり式の意味を読み取ったりする力を培うとともに、文字を用いた式の計算ができるようになる。
ア 文字を用いることの必要性と意味を理解すること。
エ 数量の関係や法則などを文字を用いた式で表すことができることを理解し、式を用いて表したり読み取ったりすること。

【平成14年度】
① 図1は、辺の長さがそれぞれ1cmの正方形を4つ並べたものである。このとき、図1の正方形の面積を求めよ。
② 図2は、辺の長さがそれぞれ1cmの正方形を4つ並べたものである。このとき、図2の正方形の面積を求めよ。

【平成24年度】
① 図3は、辺の長さがそれぞれ1cmの正方形を4つ並べたものである。このとき、図3の正方形の面積を求めよ。
② 図4は、辺の長さがそれぞれ1cmの正方形を4つ並べたものである。このとき、図4の正方形の面積を求めよ。

通過率 35.8%

通過率 49.7%

内容の系統

第3学年 数量関係・数量の関係を数式(口を用いた式)
第4学年 数量関係・数量の関係を数式(口、△などを用いた式)
第5学年 数量関係・数量の関係を数式(口、△などを用いた式)
第6学年 数量関係・数量の関係を数式(口、△などを用いた式)

中学校第1学年 数と式・文字を用いることの必要性や意味・式を用いて表したり読み取ったりすること
中学校第2学年 数と式・文字を用いた式で捉え説明すること
中学校第3学年 数と式・文字を用いた式で捉え説明すること

解答類型を基に生徒の解答を分析しましょう。さらに、生徒の実際の解答を見て、個々の生徒のつまづきを把握し、その個に応じた具体的な手立てを講じていきましょう。

年度	H14	H15	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
通過率(%)	35.8	39.4	48.6	43.1	32.8	42.1	44.4	47.0	54.4	49.7

主な誤答(平成24年度)と分析

主な誤答と無解答	H24(%)
□×n (数と文字nの積で表している)	12.9
2n+1	4.5
2n±口 の形で、口が1以外の数	2.8
題意以外で文字式で解答しているもの	17.2
無解答	7.2

継続的な課題

規則性を正しく捉えたり、それを文字を用いて正しい式に表したりすることができない。

【分析】
誤答から生徒のつまづきを分析したところ、規則性を正しく捉えたり、それを文字を用いて正しい式に表したりすることができないことが課題であると考えられます。

H24年度実証調査【教科の学習に関する調査】	H24年度実証調査【教科の指導に関する調査】
内容	内容
数式の授業では、文章に書かれている関係性に基づいて、数量の式や図を使って	授業の中で数量関係を文字を使って表す機会が少ない。特に、変化を伴った数量関係を表すなどの指導の工夫を行った。
56.3	66.7

また、上の表の生徒実証調査の結果を見ると、生徒は、規則性について、試行錯誤を繰り返しながら帰納的に考察する経験が乏しいことが考えられます。また、学校実証調査の結果を見ると、先には式を考えて関係を読み取らせたり、ことばの式や図を使って考えさせ、それを手掛かりに問題を解決させたりするよう指導が十分でないことが考えられます。そこで、問題の中に具体的な数で表した式を示し、その式から数量の関係を読み取らせるというスモールステップを入れることで、生徒の理解が促されるのではないかという仮説を立て、平成25年度以降、下の平成29年度の問題のように問い方を変更しました。

平成29年度の問題及び主な誤答

【平成29年度】
① 図5は、辺の長さがそれぞれ1cmの正方形を4つ並べたものである。このとき、図5の正方形の面積を求めよ。

年度	通過率(%)	本校(%)
H29	75.4	

本校のデータを代入して分析してみよう。

主な誤答と無解答	H29(%)	本校H29(%)
□×n (数と文字nの積で表している)	1.7	
題意以外で文字式で解答しているもの	11.7	
式や数値など、数学だけで解答しているもの	5.5	
無解答	3.4	

【今後の指導に向けて】
平成29年度の通過率は75.4%でした。参考にする式から考え方を読み取り、どの数を文字に替れば求める式ができるのか見だしやすくなったためと考えられます。このように、生徒の実態に応じてスモールステップで丁寧な指導を行うことが理解を促すための一つの手立てになることが分かりました。資料の授業でも、同様具体的な数で表した式を参考に考えさせたり、実際に操作させて変化している部分を把握させたりするなどの指導の工夫を継続していきましょう。

また、主な誤答と無解答を見ると、「題意以外で文字式で解答しているもの」の誤答が11.7%と高く、依然として課題となっています。文字を使って表そうとしているが、規則性が明確に捉えられていなかったり、変化の様子が分かっていない、そもそも文字式の表し方が理解できていなかったりすることが考えられます。左ページの「内容の系統」で示したように、生徒が、小学校第3学年から中学校第1学年のどの学年段階の内容でつまづいているのかを正確に把握し、個に応じた具体的な手立てを講じていきましょう。

授業改善のポイント

- 操作活動を通して、①数量の関係を具体的な数の式に表す ②言葉を使った式で表す ③文字を用いた式で表す というように、スモールステップで丁寧な指導を行いまよう。また、①～③のステップそれぞれでつまづきに応じた手立てを準備しておき、机間指導で、生徒のつまづきを正確に把握して、その個に応じて適切な手立てを示しましょう。(H22～H24の「基礎・基本」定着状況調査報告書の事例を参考にしましょう。)
- 具体的な数で表した式について、その意味を自分なりに表現させたり、説明したりする場面を設定しましょう。その際、「変化する部分」や「変化しない部分」を式だけでなく、図や表と関連付けて説明させることを大切にしましょう。

(参考HP：広島県教育委員会ホームページ「平成29年度広島県学力調査報告書」第2章 教科の継続的な課題と指導改善のポイント)

6 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

教育基本法第6条第2項及び学校教育法第30条第2項を踏まえ、児童生徒の学習意欲の向上に資するため、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の全ての校種において、見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動を重視することが、学習指導要領総則に位置付けられた。

【教育基本法第6条第2項】

教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

【学校教育法第30条第2項】

主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

【中学校学習指導要領(平成29年3月) 第1章 総則 第3の1(4)】

生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

例えば、授業において、冒頭でその授業での学習の見通しを児童生徒に理解させたり、授業の最後に児童生徒が学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組を充実させることが重要である。また、家庭において、児童生徒が学習の見通しを立てて予習したり、学習した内容を振り返って復習したりする習慣を確立することも重要である。

なお、授業で学習の見通しを立てさせるときには、授業の冒頭で設定するめあてが、授業の最後に達成できたかどうかを振り返ることができる内容であることや、児童生徒が理解しやすい表現になっていることに留意する必要がある。また、学習した内容を振り返ら

せるときには、児童生徒が学習内容を確認できるようにめあてに対応したまとめを行うとともに、児童生徒に学習内容や学習方法について自己評価させることが大切である。

これらの指導を通じて、児童生徒の学習意欲が向上するとともに、児童生徒が学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、思考力・判断力・表現力等の育成にも資することができる。

7 指導と評価の一体化

学校の教育活動では、計画、実践、評価、改善という一連の活動が繰り返されながら、児童生徒のよりよい成長を目指した指導が展開されている。すなわち、指導と評価は別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、更に新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要である。また、学習の結果に対して評価を行うだけでなく、学習指導の過程における評価の工夫を一層進めることが大切である。

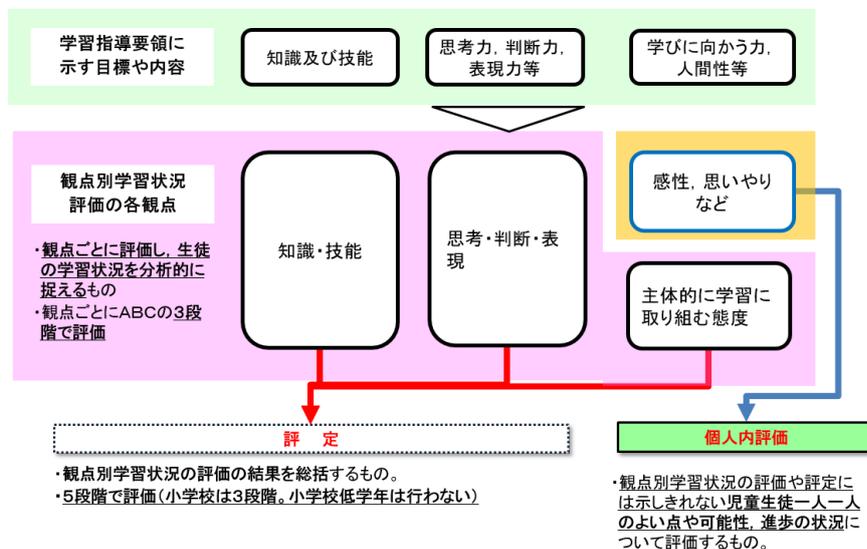
<学習評価の改善の基本的な方向性>

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと。
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと。
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと。

(1) 学習評価の基本構造

学習指導要領の目標及び内容が、資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点は、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理された。

<各教科における評価の基本構造>



「各教科における評価の基本構造 (まとめ)」文部科学省

○ 「知識・技能」の評価

- ・ 個別の知識及び技能の習得状況について評価する。
- ・ それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念等として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。

○ 「思考・判断・表現」の評価

- ・ 各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価

- ・ 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

(2) 単元（題材）における学習評価の進め方

年間を通じて目指す資質・能力を児童生徒に確実に育むためには、年間指導計画や評価計画等を確認し、年間における各単元（題材）の位置付けや、その単元（題材）において育成する資質・能力を明確にする必要がある。その上で、学習指導要領の目標や内容、「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方を踏まえ、次のように進めることが考えられる。

評価の進め方	留意点等
単元（題材）の目標を作成する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて作成する。 ○ 児童生徒の実態、前単元（題材）までの学習状況等を踏まえて作成する。
単元（題材）の評価規準を作成する	
単元（題材）の「指導と評価の計画」を作成する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 何を、どのような順序で、どのような学習活動を通して学ばせると効果的に単元（題材）の目標を達成できるのかを考える。 ○ 評価を行うために必要な時間を考え、単元（題材）全体でバランスよく評価を位置付ける。 ○ 日々の授業の中では児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置き、「記録に残す評価」は、単元（題材）の評価規準を位置付けている児童生徒の姿が、最も表れやすい時間に設定する。 ○ どのような評価資料を基に、「おおむね満足できる」状況（B）と評価するのかを考えたり、「努力を要する」（C）への手立て等を考えたりする。
「指導と評価の計画」を基に授業を行う	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観点別学習状況の評価規準が、実際の児童生徒の発言や記述の内容レベルでの具体的な姿として具体化しておく。 ○ 評価規準に示したものを「おおむね満足できる」状況（B）として捉え、それを踏まえて「十分満足できる」（A）と「努力を要する」（C）を判断する。 ○ 設定した姿が見られなかった場合には、手立てや支援を加えて児童生徒の学習改善を図り、目標が達成できるようにする。
観点ごとに総括する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集めた評価資料やそれに基づく評価結果などから、観点ごとの総括的評価（A、B、C）を行う。 ○ 総括の方法については、各学校で検討して、学校全体で共通認識の中で進めていく。

※ 複数の単元（題材）にわたって評価を行う場合など、この方法によらないこともあることに留意する。

(3) 各教科等における学習評価の進め方

各教科等によって、評価の対象等に特性があることに留意し、各教科等の目標や内容等に対応した学習評価が行われる必要がある。詳細については、「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」を参考に、評価規準等を作成し、学習評価を進めていく必要がある。

参考：「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 国立教育政策研究所
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryu.html>
「学習評価の在り方ハンドブック」 国立教育政策研究所
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryu.html>
学習指導等の参考となる資料 No. 20 「校内研修のススメ～『学習評価の改善』編～」 広島県教育委員会
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/400941.pdf>
学習指導等の参考となる資料 No. 44 「『主体的に学習に取り組む態度』について～続・校内研修のススメ～」 広島県教育委員会
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/404862.pdf>

(4) 多様な評価方法

「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行い、児童生徒の学びの深まりを把握する必要がある。

多様な評価方法の例

○ 「パフォーマンス評価」

知識やスキルを使いこなす（活用・応用・統合する）ことを求めるような評価方法。論説文やレポート、展示物といった完成作品（プロダクト）や、スピーチやプレゼンテーション、協同での問題解決、実験の実施といった実演（狭義のパフォーマンス）を評価する。

○ 「ルーブリック」

成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語（評価規準）からなる評価基準表。

○ 「ポートフォリオ評価」

児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等に集積。そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示す。

（「総則・評価に関する参考資料」平成27年11月2日 中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会総則・評価特別部会資料）

参考：本誌 第1章Ⅱ「2 探究的な学習の充実」P1-20, 21

8 個に応じた指導の充実

(1) 学習指導要領総則における指導計画作成等に当たって配慮すべき事項

平成29年3月（小・中学校）

児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

〔小学校学習指導要領第1章第4の1(4)〕

生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

〔中学校学習指導要領第1章第4の1(4)〕

平成30年3月（高等学校）

生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3款の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

〔高等学校学習指導要領第1章第5款の1(5)〕

学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。

〔高等学校学習指導要領第1章第5款の1(6)〕

(2) 個に応じた指導

児童生徒は、それぞれ能力・適性、興味・関心、性格等が異なっており、また、知識、思考、価値、心情、技能、行動等も異なっている。教師はこのような個々の児童生徒の特性等を十分理解し、それに応じた指導を行うことが必要であり、指導方法の工夫改善を図ることが求められる。

個に応じた指導方法の工夫改善によって、児童生徒一人一人が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、その後の学習や生活に生かすことができるようにするとともに、自分自身のものの見方や考え方をもてるようにすることが大切である。

また、児童生徒が主体的に学習を進められるようになるためには、学習内容のみならず、学習方法への注意を促し、それぞれの児童生徒が自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることも必要であり、そのための児童生徒からの相談に個別に応じることも望まれる。これらのことは、全ての児童生徒に対応するものであるが、学習の遅れがちな児童生徒には特に配慮する必要がある。

(3) 学習につまずきのある児童生徒への支援

児童生徒の「主体的な学び」を促進し、学力の向上を図るためには、特に小学校低学年段階における学習のつまずき等を把握するとともに、児童一人一人の「分かった」「できた」という達成感を重視した個別の学習支援を実践していくことが必要である。

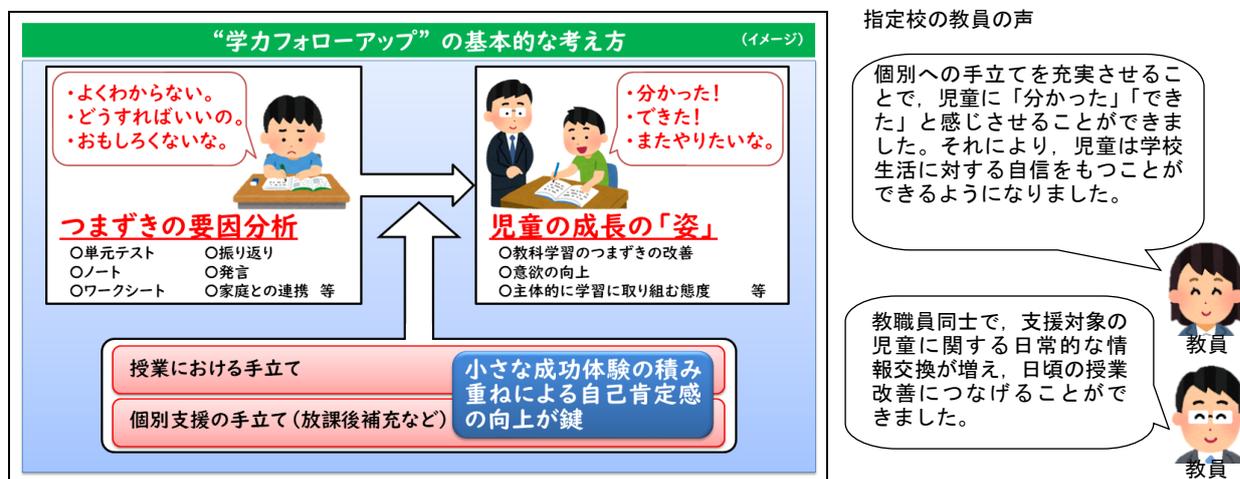
そこで、県教育委員会では、令和3年度から令和5年度までの3年間、「小学校低学年段階からの学ぶ喜びサポート校」による、「広島県学びの基盤に関する調査」¹を活用した低学年段階から個別の学習支援に取り組む。

ア 本県におけるこれまでの取組

平成30年度から令和2年度には、学力フォローアップ校及び学力向上推進地域において、学習の遅れがちな児童生徒に対する支援の在り方について、実践的な教育研究を行った。

(ア) 学力フォローアップ校の取組 (20 小学校)

学力フォローアップ校事業の主旨は、複数の教職員により児童の学習のつまずきの要因分析を多角的に丁寧に行い、当該児童に対する具体的な手立てを学校全体で考えて講じていくことである。手立ては大きく分け「授業における手立て」と「個別支援の手立て(放課後補充など)」があり、いずれも「がんばったらできた、分かった」等の小さな成功体験を積み重ねによる自己肯定感の向上が鍵となる。



¹ 県教育委員会が提供する小学校第2学年用の学習のつまずきの要因等を把握するための調査問題。

3年間の研究により、多くの指定校において、児童の基礎的な学習内容の定着や家庭学習の習慣化、学習意欲の向上等の効果がみられている。その成果を次のサイトに示しており、各学校の取組の参考にさせていただきたい。

【「学力フォローアップ校事業」及び「学力向上推進地域事業」の事例】

指定校・指定地域がそれぞれの取組をリーフレットにまとめ、広島県教育委員会のHPに掲載しました。是非ご覧ください。
URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku12/>



<実践事例>

北広島町立壬生小学校 「授業のユニバーサルデザイン化」

- 壬生小学校では、「ユニバーサルデザイン」の三要素（「焦点化」「視覚化」「共有化」）を踏まえ、教材のしかけ（①選択肢を与える、②教材の一部をかくす、③授業者がわざと間違える等）により、「授業のユニバーサルデザイン化」を行った。
- 「授業のユニバーサルデザイン化」により、自分の考えや疑問を持ったり、意欲的に対話や活動に参加したり、教科の見方・考え方を働かせて学習に取り組んだりする姿が児童に見られるようになった。

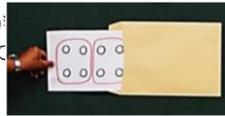
教材のしかけ「②教材の一部をかくす」事例 第3学年算数科「あまりのあるわり算」

【取組前の児童の様子】

- ・ 問題場面がイメージできず、問題の内容を把握できない。

【具体的な手立て】

- ・ 少しずつ図を提示しながら、問題を把握する手立てを講じた。



【取組後の児童の様子】

- ・ 問題文から場面をイメージし、図の意味を説明していた。

リーフレットでは、他の手立ての事例も紹介されています。

(壬生小学校リーフレットより)

(イ) 学力向上推進地域の取組 (10 中学校区)

学力向上推進地域では、児童生徒の「主体的な学び」を促進し、学力の向上を図るため、小学校と中学校が連携して、育成を目指す資質・能力を系統的に設定し、教科指導と生徒指導の両面における指導を行っている。

また、推進地域に、家庭教育支援アドバイザーを配置し、学力に課題のある児童生徒の学習環境を整えるための保護者等への働きかけや具体的支援、支援に当たった関係機関等とのネットワークの構築や、連携・調整を行った。

指定地域の教員の声



中学校区で授業スタイルを統一したり、職員合同で研修したりしたことで、小学校から中学校へ進学する時のギャップを軽減できました。

教員



家庭教育支援アドバイザーの家庭への働きかけを通して、家庭における学習環境の整備の大切さがわかりました。

教員

<実践事例>

三次市立十日市中学校区 「9年間の系統的なノート指導」の取組

- 十日市中学校では全教科でノート指導に焦点化し、「思考力・表現力・自己学習力」の向上を目指した。中学校での取組を小学校にも広げ、小中9年間のノート指導を系統的に整理し、段階的にノートの質を高めることで、思考力・判断力を伴う学力向上につなげている。

(十日市中学校ホームページ・十日市中学校区リーフレットより)



異年齢グループにより全校で自主学習ノートを交流

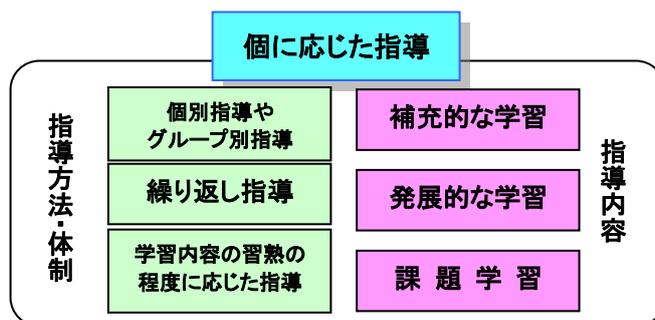
【小中9年間の全教科の系統的なノート指導】

(十日市中学校ホームページに掲載)

対応学年	小学校1・2年	小学校3・4年	小学校5・6年 中学校1年	中学校2・3年
目標	○書き方の形式を見に付けてくことに慣れる。 ○自分の考えを明確にし、表現できるようになる。	○学習の要点をつかみ、自分の考えや友だちの考えの良さや違いに気づける。 ○授業内容を正確かつ簡潔にまとめ、学習したことを活用できるようになる。	○学習の要点をつかみ、友だちの意見を聞いて自分の考えを補足、修正できる。 ○自分なりの工夫やまとめができ、次の学習や復習に活用できるようになる。	○学習の要点をつかみ、友だちの意見を聞いて自分の考えを補足、修正できる。 ○授業内容を自分の言葉で論理的にまとめることができる。 ○次の学習や復習に活用できるようになる。

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善

個に応じた指導のための指導方法や指導体制については、児童生徒や学校の実態等に応じて、学校が一体となって工夫改善を進めていくことが重要である。各学校では、その環境や教職員の構成、施設・設備などに応じて最も効果的な方法を工夫し、学校全体の共通理解の下に、組織としての総合的な力を発揮していくことが大切である。



ア 指導方法の工夫改善

指導方法については、児童生徒の発達の段階や学習の実態等に配慮しながら、従来から取り込まれてきた一斉指導に加え、個別指導やグループ別指導、理解の状況に応じた繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要である。

学習内容の習熟の程度に応じた指導については、教科により児童生徒の習熟の程度に差が生じやすいことを考慮し、それぞれの児童生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法を工夫して着実な理解を図っていくことが大切である。その実施に当たっては、学校の実情や児童生徒の発達の段階等に応じ、必要な教科について適宜弾力的に行うものであり、実施時期、指導方法、評価の在り方等について十分に検討した上で実施するなどの配慮が必要である。

保護者に対しては、指導内容・指導方法の工夫改善等を示した指導計画、期待される学習の充実に係る効果、導入の理由等を事前に説明するなどの配慮が望まれる。

イ 指導体制の工夫改善

指導体制の工夫に当たっては、校長や教頭が授業の指導を行ったり、学習指導について経験豊富な指導教諭などの教師が他の学級の授業を支援したりするなどの工夫が求められる。

また、学習指導案の作成、授業研究などを学年会や教科部会、学校全体などで行い、広く意見を交わし合い、教師間で情報の共有を図るような機会を設けたり、それぞれの役割分担を明確にしたりすることも、より効果的な指導を行うためには大切である。

(5) 習熟度別指導について

習熟度別指導とは、児童生徒の学習内容の習熟の程度別に学級あるいはグループを弾力的、流動的に編成し、それぞれに指導することであり、そのねらいは、児童生徒一人一人に学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な習得を図るところにある。習熟度別の編成によって、学習方法等は異なることがあっても、ねらい及び評価規準は同じであり、全ての児童生徒を「おおむね満足できる状況」になるよう、指導を行うことが大切である。

ア 学校体制

- ・ 指導者を確保する場合、先に年間指導計画を立て、必要な時間数や人数を打ち出し、計画的に実施することが大切である。また、教室の配備については、授業の計画を立案する際に、その授業の目的によって形態を考える必要がある。
- ・ 教職員が、その学校における習熟度別指導のねらい、方法、評価（評価の場面、評価規準、評価方法等）等について十分に理解できるようにする。各学校の研究担当

を中心に校内研修を進め、理論研修や研究授業等を通して、共通理解を得るとともに、節目ごとに教職員が情報交換を行い、必要に応じて展開方法や教材の修正を行うなど、成果と課題を明らかにしながら進めることが大切である。

- ・ 児童生徒に対しては、習熟度別指導を行う目的や方法を理解させることが必要である。習熟度別指導の実施途中では、児童生徒が担任や教科担当に相談したり、学習相談室等を活用したりして、目的を見失わせないように工夫することが大切である。
- ・ 保護者に対しては、習熟度別指導の目的や方法、あるいは実施経過を説明する。児童生徒が真剣に学習している姿を保護者に見せることによって保護者の理解を深めることができる。

イ 学習集団

- ・ 学級内を基にした集団の編成は、学級あるいは個々の生徒の状況を把握しながら、指導計画を柔軟に調整し授業を実施することができる。
- ・ 同一学年の複数学級を基にした集団の編成は、分割する数は担当できる教員の数にもよるが、学級数よりも大きな数であり、少人数の習熟度別学習集団にすることで学習の成果を上げることができる。学習集団の担当をローテーションで回すことで、指導者は学年全体を把握でき、児童生徒はいろいろな教員から指導を受けることができる。

ウ 教材

- ・ 習熟の程度が高い児童生徒には、学習内容をより深めるもの、学習内容を広げるもの、そして学習を先に進めるものを教材として作成するようにする。また、習熟の程度の低い児童生徒には、丁寧できめ細かな指導に適した教材、視聴覚教材や具体物などを多く活用して理解を容易なものにした教材、あるいは学習内容を細分化した教材を作成するようにする。

エ 展開方法

- ・ 年度当初、学期当初、あるいは単元の最初に児童生徒の習熟の程度を測定し、その結果に基づいて学習集団を編成するなど、指導内容や指導期間に応じて展開方法を選択し、よりよい指導計画を作成することが必要である。

オ 評価

- ・ 習熟度別指導における評価では、その意義である「個に応じた指導」を目指す意味から、単純に目標を達成したか否かではなく、個々の児童生徒の変容ぶりに着目した評価が重要となる。
- ・ 指導する側には、児童生徒一人一人の学習状況を把握するための資料づくりが欠かせない。また、編成替えによって担当教師が替わっても評価の一貫性が保てるように、学習状況一覧表のような全ての児童生徒の学習状況をまとめた資料を作成するといった工夫が必要である。
- ・ 児童生徒には、個人カードのような学習の理解度や自分のつまづきが一目で分かるものを作成させることが効果的である。所属する学習集団が自分に合っているか、学習の成果は上がっているかを児童生徒自身で判断させるために、自己評価力を身に付けさせる必要がある。

参考：広島県立教育センター 「教科教育における指導方法・指導体制の工夫改善に関する研究
— 小・中学校における習熟度別指導の実践の分析を通して —」 平成16年3月

第2章 生きる力の育成

I 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

ことばの教育の推進（「確かな学力」の育成）

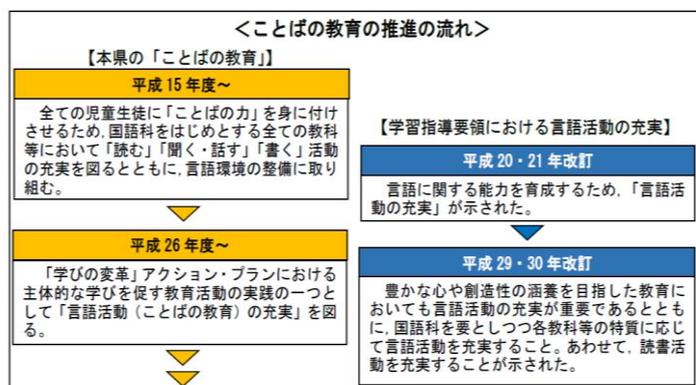
本県では、平成15年度から、学習や生活の基盤となる「ことばの力」を児童生徒に確実に身に付けさせることを目的として「ことばの教育」を推進してきた。

Society5.0時代の到来など子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、他者を理解し、自分を表現し、社会と対話するために、「ことばの力」は一層大切になっている。

学習指導要領では、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものであると位置付けており、確かな学力の育成に当たって特に重要となる学習活動として、学校全体で「ことばの教育」を積極的に展開していくことが大切である。

1 本県の「ことばの教育」

本県において、全国に先駆けて取り組んできた「ことばの教育」については、学習指導要領に示された言語能力の育成に資するものであり、この教育を本県では、「知・徳・体」の基礎・基本の徹底を実現していくための重要な視点として位置付けている。



2 学習の基盤となる言語能力の育成

(1) 言語能力の育成について

OECD生徒の学習到達度調査2018年調査（PISA2018）によると、読解力の問題において、「情報を探し出す」「評価し、熟考する」点に課題が見られた。また、読書活動と読解力の関係についても示された。

これらを踏まえ、言語能力を支える語彙の段階的な獲得も含め、発達の段階に応じた言語能力の育成が図られるよう、国語科を要しつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められる。特に小学校低学年においては、意味・文脈を含めた語彙の獲得など、言語能力の育成を図る必要がある。さらに、中学年以降に向けて教科等の基盤となる気づきを様々な体験、読書、対話から学ぶことなども重要である。

小学校低学年における語彙の獲得について
平成31年度の特徴的な問題（小学校国語で正答率が低かった設問）

小学校1四(1)

- どこで、地いきの人三十人を調査のたいしょうとして、公衆電話は必要かどうかを聞いたところ、ほとんどの人が必要だと回答しました。
- 今回の調査を通して知ったことを、学級の友達にかざらず多くの友達に伝え、公衆電話についてかんしんをもってもらいたいと思います。

平均正答率	広島県	全国
対象	48.2%	41.9%
限	70.7%	69.4%
関心	28.4%	35.6%

児童が報告文する文章を読み返すという場面設定の下、文脈の中で漢字（同音異義語）を正しく書く問題
←漢字の問題なのでしょうか？

【小学校学習指導要領解説国語編】
中央教育審議会答申において、「**小学校低学年の学力差の大きな背景に語彙の量と質の違いがある**」と指摘されているように、**語彙は、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力を支える重要な要素である。**

低学年 身近なことを表す語句の量を増す
中学年 様子や行動、気持ちや性格を表す語句の量を増す
高学年 思考に関わる語句の量を増す ⇒しかし、要するに、考える、だろう、～は～より…、～は～に比べて…、～が～すると…、～になった原因を考えてみると…

「語彙を獲得しながら 学び方を学ぶ」ための指導が必要

(2) 言語環境の整備と言語活動の充実

小学校学習指導要領解説総則編（平成 29 年）では、「言語は児童の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである」と位置付けている。

その上で、言語能力の育成を図るために、各学校において、言語環境を整えることが求められており、学校生活全体において留意することとして次の 6 点が例示されている。

【学習指導要領解説総則編（平成 29 年）に示された「言語環境の整備」の視点】

- ① 教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと
- ② 校内の掲示板やポスター、児童に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること
- ③ 校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと
- ④ より適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること
- ⑤ 教師と児童、児童相互の話し言葉が適切に用いられているような状況をつくること
- ⑥ 児童が集団の中で安心して話ができるような教師と児童、児童相互の好ましい人間関係を築くこと

これらは中学校学習指導要領解説総則編及び高等学校学習指導要領解説総則編でも同様の内容が記載されている。

また、言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として各教科等において言語活動の充実を図ることが示されている。

言語活動は、言語能力を育成するとともに、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身につけるために充実を図るべき学習活動である。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、各教科等の特質に応じた言語活動をどのような場面で、またどのように取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図ることが期待される。

3 読書活動の推進

読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に出会うことを可能にするものであり、言語能力を向上させる重要な活動の一つである。

本県では、子供の読書活動の実情等を踏まえ、平成 15 年 11 月に「広島県子どもの読書活動推進計画—ことばの力を育てる読書活動をめざして—」を策定し、平成 21 年 2 月には第二次計画を、平成 26 年 2 月には第三次計画を、令和元年 11 月には、第四次計画を策定した。各学校においては本計画に基づき、子供の読書活動を一層推進していく必要がある。

また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の新学習指導要領において、学校図書館に関する役割が明記されている。総則では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かす」とされている。



【三原市「子ども司書」の活動】

これからの学校図書館は、読書活動における利活用に加え、各教科等の様々な授業における利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割が重要となる。そのため、学校における読書活動の推進には、子供たちに読書の楽しさや本のすばらしさを感じさせることや、本を使って調べ学ばせることに組織的・計画的に取り組んでいくことが重要である。

参考HP：ホットライン教育ひろしま「広島県子供の読書活動推進計画（第四次）」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotoba/kodomonodokusyokatudou.html>

(1) 学校における取組

本県では、学校図書館での特色のある取組を随時募集し、県教育委員会ホームページの「夢あふれる学校図書館」というページで、創意工夫ある取組等を掲載している。

参考HP：ホットライン教育ひろしま「夢あふれる学校図書館」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotoba/kotoba-dokusyo-yumetosyokan.html>

ア 読書活動の充実

各学校では、児童生徒の発達段階や実態に応じ、様々な本に触れる機会の確保や読書への関心を高める取組など、本に親しませる様々な取組が行われている。



「読書通帳で読書記録」
府中町立府中小学校

イ 図書館資料を活用した授業



各教科等の年間指導計画に、自ら調べる力（情報活用能力）を身に付けさせる学習場面を位置付けている。学校図書館担当者が授業者や公共図書館と連携を図りながら図書館資料を整備し、調べ学習を行っている。（広島県立三原東高等学校）

ウ 環境整備

本県では、令和元年度に、小学校1校、中学校1校、高等学校4校、特別支援学校2校をモデル校として指定して「学校図書館リニューアル等事業」を実施し、図書館資料の充実及び環境整備の一体的な改善を行った。

本事業では、図書館資料の廃棄・更新を適切に行うとともに、配架や室内のレイアウトの変更による環境整備を行うことで、授業での学校図書館の利活用を推進し、児童生徒の主体的な学びを促進することをねらいとしている。

【リニューアル前】



【リニューアル後】



【リニューアル後の継続的な環境整備】

・県立図書館から借りた本と一緒に、本校の所蔵本と新しく入荷した本も合わせて配架



R3.図書館だよりおすすめ:動物の命(主に犬)



進路(一番下の段)



高校生向けセットと所蔵本(主に新しく入荷した本)

成果として、環境整備を行ったことで、児童生徒が学校図書館へ積極的に足を運ぶようになり、来館者数や貸出冊数が増加していることが挙げられる。モデル校の取組や実践事例については、県教育委員会が作成した「学校図書館リニューアルの手引」に掲載している。

参考HP:「学校図書館リニューアルの手引」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotoba/gakkotosyokannrinyu-aru.html>

エ 公共図書館との連携

各学校では、公立図書館と連携し、各学校の読書活動年間指導計画等に基づき、読書活動の推進及び各教科等の授業での効果的な図書の利活用の取組を進めている。



「図書館を活用した調べる学習」
府中市立栗生小学校

(2) 図書館における学校支援

県立図書館及び県内の多くの公立図書館では、学校を対象とした支援を行っている。

<県立図書館の学校支援>

ア 図書館資料の貸出し

学校図書館として利用カードを作り、資料を借りることができる。貸出期間は原則30日、冊数の制限はなく、来館又は郵送（県立学校は無料）で貸出している。総合的な学習や調べもの等で図書セットが必要な場合は、別途相談により対応する。

また、授業のテーマに関連した本や教材研究の参考資料を探す際には、レファレンス（図書館職員による調べ物のお手伝い）を利用することができる。

イ 運営相談

学校図書館の担当者からの図書館運営の相談に応じたり、学校向けに図書の紹介等を実施したりすることなどにより、学校図書館の活用が一層進むよう情報提供等の支援を行っている。

ウ 情報提供

県立図書館ホームページには、学校向けのお役立ち情報をまとめた「学校支援のページ」があり、学校図書館運営の相談、助言、支援の事例や、授業や学校図書館での選書の参考になるテーマ別の資料リスト等を掲載している。

広島県立図書館「学校支援」
<https://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/school>

TEL:082-241-4995 〒730-0052 広島県広島市中区千田町三丁目7番47号（広島県情報プラザ内）

広島県立図書館
来(ら)いふらインターネットひろしま

利用案内 イベント
資料を探す
レファレンス サービス
子供 青少年
学校支援
資料の紹介 展示
障害者 サービス
図書館概要

利用登録がスマホ
来館や書類の郵送なしで新規利用登録・再発
貸出しの際は、電子版利用カード（スマホ画面）を提示すれば、プラスチック製の利用カードは不要です。
是非、御利用ください！ 詳しくはこちら。
※登録ができるのは広島県内にお住まいの方又は通勤・通学されている方です。

子供の読書活動の推進に役立つ
情報を発信しています。

学校における読書活動に役立つ
情報を発信しています。

蔵書検索
キーワード 検索
別の方法で探す
詳細検索
Myライブラリ
Myライブラリ (予約・貸出状況)
パスワード発行

県立図書館の蔵書が
検索できます。

県内の公立図書館等の蔵書を
一括で検索できます。

「青少年のための電子図書館サービス」
こちらから電子書籍が読めます。

県内図書館等
新聞・雑誌総合目録
With Books ひろしま
貴重資料
コレクション

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

<市町立図書館の学校支援>

県内の多くの市町立図書館でも、学校を対象とした支援を行っている。

支援の内容は、各図書館によって違いがあるため、利用できるサービスについては、地域の公立図書館へ相談されたい。

I 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成

「豊かな心」の育成 道徳教育の充実

我が国の教育は、教育基本法第1条に示されているとおり「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われ」るものである。人格の完成及び国民の育成の基盤となるものが道徳性であり、その道徳性を育てることが学校教育における道徳教育の使命である。

今後、グローバル化が進展する中で、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題となる。こうした課題に対応していくためには、社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、時に対立がある場合も含めて、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることがこれまで以上に重要であり、こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は大きな役割を果たす。

なお、本県においては、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」として、「自己を認識する力」、「自分の人生を選択する力」、「表現する力」の三つの力を設定している。児童生徒に養うべき道徳性は、自己の（人間としての）生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤であり、とりわけ「自己を認識する力」、「自分の人生を選択する力」との関わりが深いと考えられ、これらの力を育む上でも、道徳教育の推進を図ることが重要である。

1 学習指導要領改訂の概要

小・中学校の道徳教育については、平成27年3月に学校教育法施行規則が改正され、「道徳」が「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）として新たに位置付けられ、新学習指導要領が、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から全面実施されている。この道徳の特別の教科化によって、検定教科書の使用と道徳科の評価が導入され、年間35単位時間（小学校第1学年は34単位時間）が確実に確保されるという量的確保と「主体的・対話的で深い学び」を授業改善の視点とした道徳科の授業の質的転換が求められている。道徳科の授業の質的転換は、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」で推進している、学んだ知識を活用し、協働して新たな価値を生み出すことのできる力を身に付ける「主体的な学び」と軌を一にするものである。

本県においては、是正指導以降、量的確保は図られており、「広島版『学びの変革』アクション・プラン」で推進している「主体的な学び」となるよう、道徳科の授業の改善・充実を図っていくことが必要である。

高等学校の道徳教育については、平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領において、人間としての在り方生き方に関する教育として、学校の教育活動全体を通じて行うという、これまでの基本的な考え方が引き継がれるとともに、各学校や生徒の実態に応じて重点化した道徳教育を行うために、校長の方針の下、高等学校において道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）が新たに位置付けられた。また、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることが明記された。

2 道德教育の推進

(1) 道德教育の目標

道德性とは、人間としてよりよい生き方を目指して行われる道德的行為を可能にする人格的特性であり、「生命尊重」、「思いやり」などの道德的諸価値が一人一人の内面において統合されたものである。各学校は、この道德教育の目標を踏まえ、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育推進教師を中心に、全教員が協力して道德教育を展開しなければならない。

〔小・中学校〕

学校における道德教育は、道德科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德科はもとより、各教科、外国語活動※1、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方※2を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

※1 小学校のみ ※2 中学校は「人間としての生き方」

〔高等学校〕

学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

(2) 道德教育の内容

道德教育の目標を達成するために指導すべき内容は、児童生徒の対象の広がりによって、四つの視点

<四つの視点>

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

によって構成されている。また、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「友情、信頼」、「生命の尊さ」などの内容を端的に表す言葉が付記されている。

それらは、小中学校においては、教育活動全体を通じて行われる道德教育の要としての道德科はもとより、全教育活動において、指導されなければならない。

また、高等学校においては、中学校までの道德科の学習等を通じて深めた四つの視点に関する道德的諸価値についての理解を基にしながら、人間としての在り方生き方についての考えを深め、全学年を通じ、学校教育のあらゆる機会を捉えて、様々な体験や思索の機会等を通して指導することが求められる。

参考HP：ホットライン教育ひろしま

【新改訂版】道德教育改善・充実のための道德教育研修ハンドブック

(3) 道德教育の指導体制と全体計画

各学校においては、道德教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道德教育推進教師を中心に、全教員が協力して道德教育を展開することが必要である。

道德教育の全体計画は、学校における道德教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道德教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

全体計画を作成するに当たっては、校長の明確な方針の下に、児童生徒や学校及び地域の実態を把握し、教職員や保護者の願いを重ねながら、道德教育の重点目標を設定する必要がある。また、全教員による一貫性のある道德教育を組織的に展開するためには、道德教育推進教師が中心となり、全教員が深く議論することで、重点目標を焦点化するとともに、発達の段階を踏まえた全体計画を作成することが大切である。

さらに、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められている。このことから、小中学校においては、各教科等における道德教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの、道德教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるものなどを別葉にして加える、また、高等学校においては、道德教育の重点目標に関わる各教科・科目等における指導の内容、体験活動や実践活動の時期、研修計画などに関する資料等を整理して添付するなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが大切である。

(4) 豊かな体験活動の充実といじめの防止

ア 学校や学級、ホームルーム内の人間関係や環境

児童生徒の道德性は、日々の人間関係の中で養われる。学校や学級、ホームルームにおける人的な環境は、主に教師と児童生徒及び児童生徒相互の関わりにおいて形成される。また、教室や校舎・校庭などの物的な環境は、人的な環境とともに児童生徒の道德性を養うことに深く関わっている。児童生徒が学校や学級、ホームルームを学習し生活する場として自覚するための環境整備に努めることが求められる。

学校や学級、ホームルーム内の人間関係や環境整備のポイント(例)

- 教師と児童生徒の人間関係
 - ・教師と児童生徒が共に語り合う場の日常的な設定
- 児童生徒相互の人間関係
 - ・座席換えやグループ編成の見直し、異学年間の交流
- 環境の整備
 - ・言語環境の充実、校舎や教室の整備、各種掲示物の工夫



環境の整備：道德教育掲示物
(江田島市立江田島中学校区)

イ 豊かな体験の充実

各学校においては、学校の教育活動全体において学校の実情や児童生徒の実態を考慮し、豊かな体験(集団宿泊活動、職場体験活動や就業体験活動、ボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加など)の積み重ねを通して児童生徒の道德性が養われるよう配慮することが大切である。小中学校においては、体験活動を通して道德教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にもこのことを明記することが求められる。

ウ 道徳教育の指導内容と児童生徒の日常生活

道徳教育で養う道徳性は、自己の生き方（中：人間としての生き方，高：人間としての在り方生き方）を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となるものである。日常生活においても、物事を多面的・多角的に考え、自らの判断により、適切な行為を選択し、実践するなど、道徳教育の指導内容が児童生徒の日常生活に生かされるようにすることが大切である。

特に、今回の小中学校学習指導要領改訂に向けた道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめの問題への対応であり、児童生徒が現実の困難な問題に主体的に対処することができる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められた。これらのことを踏まえ、小学校においては、右のような内容項目が新たに追加されている。

追加された内容項目

- 「個性の伸長」（小学校低学年）
- 「公正，公平，社会正義」（小学校低学年・中学年）
- 「相互理解，寛容」（小学校中学年）
- 「よりよく生きる喜び」（小学校高学年）

児童生徒をいじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないために、「いじめは許されない」ことを道徳教育の中でしっかりと学べるようにすることが必要である。そのためには、道徳科を要とし、「なぜ、いじめはいけないのか」、「なぜ、いじめないと分かっているにもかかわらず止められないのか」など、いじめに関する問題を、自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論することができる授業を、学校や児童生徒の実態を踏まえつつ、積極的に展開していくことが必要である。

いじめについて考え、議論する授業（例）

- 役割演技を通して、仲間はずれにする側の気持ち、される側の気持ちを考える授業
教材：わたしたちの道徳（小学校1・2年）「およげないりすさん」
- 教室の風景を描いた絵を見て、どこに問題があるのか考えさせる授業
教材：わたしたちの道徳（小学校3・4年）増補版「見すごしていませんか、こんな場面」
- 傍観者、いじめる側、いじめられる側のそれぞれの視点に立って考える授業
教材：私たちの道徳（小学校5・6年）「そうじの時間」
- 道徳の授業で出たいじめに関する意見を学級通信で紹介し、考えを広げ深める授業

参考HP：文部科学省「道徳の質的転換によるいじめの防止に向けて」

（5）家庭や地域社会との連携

道徳教育の主体は学校であるが、学校の道徳教育の充実を図るためには、家庭や地域社会との連携、協力や共通理解を深めることが必要である。学校の道徳教育に関する情報発信と併せて、学校の実情に応じて相互交流の場を設定することが望まれる。

家庭や地域社会との連携のポイント（例）

- 家庭や地域社会との共通理解を深める。
 - ・道徳教育の全体計画を学校通信に掲載したり、ホームページで紹介したりするなど、積極的に公開していく。
 - ・道徳科の授業を公開し、参観後に講演会や協議会を開催する。
- 道徳科の授業への積極的な参加や協力を得る。
 - ・授業の実施への保護者、地域の人々や団体等外部人材の協力を得る。
 - ・地域教材の開発や活用への協力を得る。
- 地域全体で道徳教育を推進する。ー地域の教育・文化づくりー
 - ・多様な人々との交流を深める。
 - ・地域行事の企画・運営に参加したり、諸団体と連携したりする。
 - ・家庭や地域社会と一体となって道徳性を高める実践活動を推進する。



地域教材の開発や活用
（三次市立八幡小学校）

3 「特別の教科 道徳」の推進

(1) 道徳科の目標

(略) 道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から※3多面的・多角的に考え、自己の生き方※4についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 ※3 中学校のみ ※4 中学校は「人間としての生き方」

道徳科が目指すものは、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同様によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことである。その中で、道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的、発展的な指導を行うことが重要である。特に、各教科等における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない道徳的価値に関わる指導を補うことや、児童生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意して指導することが求められる。

また、道徳科の目標に示されたそれぞれの学習は、相互に関わり合い、深め合うことによって、道徳性を養うことにつながる。そのため、それぞれの学習について、次のことを踏まえ、授業を具体的に構想することが必要である。

ア 道徳的諸価値について理解する

道徳的価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。道徳的価値が人間らしさを表すものであることに気付き、価値理解と同時に人間理解や他者理解を深めていくようにする。

- 価値理解…内容項目を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること
- 人間理解…道徳的価値は大切であってもなかなか実現することができない人間の弱さなども理解すること
- 他者理解…道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではない、多様であるということを前提として理解すること

イ 自己を見つめる

様々な道徳的価値について、自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、更に考えを深めていくようにする。

ウ 物事を（広い視野から）多面的・多角的に考える

児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することが大切であり、多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えられるようにする。

エ 自己（人間として）の生き方について考えを深める

児童生徒は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめるなどの道徳的価値の自覚を深める過程で、同時に自己の生き方についての考えを深めているが、特にそのことを強く意識させることが重要である。

参考HP：ホットライン教育ひろしま
【新改訂版】道徳教育改善・充実のための道徳教育研修ハンドブック

(2) 道徳科の年間指導計画

年間指導計画は、道徳科の指導を、道徳教育の全体計画に基づき、児童生徒の発達段階に即して計画的、発展的に行うための指針となるものであり、各学校が創意工夫をして作成するものである。特に右の内容を明記しておくことが必要である。また、作成に当たっては、各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げて指導しなければならない。その際、特に、各学年段階で重点化されている内容項目については、複数回指導したり、他の内容項目と関連付けて指導したりするなどの工夫が必要である。

- | |
|-------------------------|
| ○各学年の基本方針 |
| ○各学年の年間にわたる指導の概要 |
| ・指導の時期 |
| ・主題名 |
| ・ねらい |
| ・教材 |
| ・主題構成の理由 |
| ・学習指導過程と指導の方法 |
| ・他の教育活動等における道徳教育との関連 など |

なお、道徳科の指導の時期、主題名、ねらい及び教材を一覧にした配列表だけでは年間指導計画としては機能しにくいいため、学習指導過程等を含むものなど、各時間の指導の概要が分かるようなものを加えることが求められる。

(3) 道徳科における「主体的な学び」

道徳科における「主体的な学び」とは、教材に込められた道徳的価値を観念的・一面的に理解させるのではなく、児童生徒がねらいとする道徳的価値について課題意識をもち、自分の生活を見つめながら他者と議論することで、道徳的価値の理解を深め、自己の生き方について考えを深める学習である。さらに、理解した道徳的価値から自分の生活を振り返り自らの成長を実感したり、これからの課題や目標を見付け、その結果を日常生活の行動や習慣に結びつけたりしていくことである。

そのためには、「ねらい・内容・方法」の一体化が重要である。まず、ねらいとする道徳的価値についての児童生徒のこれまでの学習状況や実態をしっかりと把握する。それを基に、学習指導要領を踏まえ、この時間にどういった学習活動を通して、何をねらうのかを明確化・具体化する。次に、教材に対する児童生徒の感じ方や考え方を分析し、児童生徒がどのような問題意識をもって学習に臨み、ねらいとする道徳的価値を理解し、自己を見つめ、多様な感じ方や考え方によって学び合うことができるのかを具体的に予想しながら、それらが効果的になされるための発問や授業全体の展開など、学習指導過程を考える。学習指導過程には、特に決められた形式はなく、次ページの例のように、導入、展開、終末の各段階を設定することが広く行われているが、「主体的な学び」になるよう各段階の工夫が求められる。

またその際には、児童生徒が道徳的な問題を自分事として捉え、議論し、探究する過程を重視し、道徳的価値に関わる自分の感じ方、考え方をより深めるようにするために、児童生徒の実態やねらいに応じた適切な指導方法も工夫する必要がある。文部科学省の専門家会議では、道徳科における多様な指導方法として、次に示した三つの指導方法を例として挙げているが、本県においては、登場人物への自我関与や体験的

な学習を取り入れる指導方法については、研究を重ねてきており、今後は、道徳的な問題を議論し、探究する中で、新たな価値や考えを発見・創造するプロセスを重視した問題解決的な学習についても実践を積み重ねることが必要である。

なお、これらは独立した指導の「型」を示しているわけではなく、それぞれに様々な展開やそれぞれの要素を組み合わせた指導が考えられ、教材に応じて効果的な学習を設定するとともに、学校の実態や児童生徒の実態を踏まえて、授業の主題やねらいに応じた適切な工夫改良を加えながら適切な指導方法を選択することが重要である。

<「主体的な学び」を目指した学習指導過程例>

導入	<p>主題に対する児童生徒の興味や関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図る段階</p>	<p>導入の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○見通しをもって主体的に考え、学ぶことができるようにする。 ・主題に対する児童生徒の興味や関心を高め、問題意識をもたせるよう工夫する。
展開	<p>ねらいを達成するための中心となる段階であり、中心的な教材によって、児童生徒一人一人がねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる段階</p>	<p>展開の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他者の考えと比べ自分の考えを深める展開となるようにする。 ○教材や生活体験などを生かしながら、一定の道徳的価値に関わる物事を多面的・多角的に捉えることができるようにする。 ・発問を工夫する。(例：児童生徒の考えの根拠を問う発問や問題場面を自分に当てはめて考えてみることを促す発問など) ・一人一人が意欲的で主体的に取り組むことができる表現活動や話し合い活動を仕組む。
終末	<p>ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認したりして、今後の発展につなぐ段階</p>	<p>終末の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主題を自分との関わりで捉え、自己を見つめ直し、発展させていくことへの希望がもてるようにする。 ・学んだ道徳的価値に照らして、自らの生活や考えを見つめるための具体的な振り返り活動を工夫する。 ・必要に応じて、授業開始時と終了時における考えがどのように変容したのかが分かるような活動を工夫する。

<「主体的な学び」につながる指導方法例>

<読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習において>

教材の登場人物の判断と心情を自分との関わりにおいて多面的・多角的に考えることを通し、道徳的諸価値の理解を深めること

※ 登場人物に自分を投影して、その判断や心情を考えることにより、道徳的価値の理解を深めることができる。

<問題解決的な学習において>

児童生徒の考えの根拠を問う発問や、問題場面を自分に当てはめて考えてみることを促す発問などを通じて、問題場面における道徳的価値の意味を考えさせること

※ 道徳的価値を実現するための資質・能力を養うことができる。

<道徳的行為に関する体験的な学習において>

擬似体験的な活動(役割演技など)を通して、実際の問題場面を実感を伴って理解することで、様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うこと

※ 問題場面を実際に体験してみること、また、それに対して自分ならどういう行動をとるかという問題解決のための役割演技を通して、道徳的価値を実現するための資質・能力を養うことができる。

【道徳的な問題とは】

- ①道徳的諸価値が実現されていないことに起因する問題
- ②道徳的諸価値についての理解が不十分又は誤解していることから生じる問題
- ③道徳的諸価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とそうできない自分との葛藤から生じる問題
- ④複数の道徳的価値の間の対立から生じる問題
などがあり、これらの問題構造を踏まえ場面設定や学習活動の工夫を行うことも大切である。

参考HP：文部科学省「『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について(報告)」

(4) 道徳科の評価

道徳科における評価は、それぞれの授業における指導のねらいとの関わりにおいて、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。道徳科において養うべき道徳性は、児童生徒の人格全体に関わるものであり、数値などによって不用意に評価してはならない。また、発達障害等のある児童生徒に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。

<基本的な考え方>

- 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度のそれぞれについて分節し、学習状況を分析的に捉える観点別評価を通じて見取ろうとすることは妥当ではない。
- 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とする。
- 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行う。
- 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
- 調査書に記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにする。

4 高等学校における道徳教育

高等学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導場面として各教科・科目等の特質に応じ、学校の教育活動

全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行わなければならない。各学校においては、「高等学校における道徳教育推進のポイント」を踏まえ、学校の実態や生徒の発達の段階などにふさわしい教育活動を行えるよう、校内研修の充実が求められる。このため、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心として、全教員が積極的に関わることができる機能的な協力体制を整えるとともに、生徒の実態等を踏まえた「育てたい生徒像」から、道徳教育の重点目標や各学年の指導目標を明確にし、各学校の特色が生かされるような全体計画の具体化や評価・改善等を通して、道徳教育の重要性や特質について理解を深め、各学校の特色を生かした重点的な道徳教育が展開できるよう工夫していくことが大切である。

高等学校における道徳教育推進のポイント（例）

- 教員間での道徳教育に係る共通理解を図る。
- 計画的・継続的な指導を行うための組織づくりを行う。
- 推進上、基軸となる機会と場を設定する。
- 固有の指導内容、指導方法、教材を開発する。
※小・中学校の道徳教育を基礎として
- 自己の生き方を社会との関わりで探求させる。
- 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育を展開する。

第2章 生きる力の育成

I 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

「豊かな心」の育成 生徒指導の充実

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。児童生徒自ら、現在及び将来における自己実現を図っていくための**自己指導能力の育成**を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、生徒指導の充実を図っていくことが必要である。

1 生徒指導

(1) 自己指導能力とは

自己指導能力とは、その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力のことである。行動の適切性を決める基準は、他の人のためにもなり、自分のためにもなる行動であるかどうかである。選択や決定の際によく考えることや、その結果が不本意なものになっても真摯に受け止めること、自らの選択や決定に従って努力することなどを通して、将来における自己実現を可能にする力が育まれる。また、そうした選択や決定の結果が、周囲に及ぼす影響や、周囲の反応などを考慮しようとする姿勢も大切である。なぜなら、自己実現とは単に自分の欲求や要求を実現することにとどまらず、集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念だからである。

(2) 自己指導能力の育成

自己指導能力を育成するためには、次の三つの機能をあらゆる教育活動に生かすことが重要である。

○ 児童生徒に自己存在感を与えること

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、自己の存在感を意識させることを大切にしなければならない。そのために、児童生徒の独自性、個別性を大切にして指導を進めることが必要である。また、自己存在感は、他者との関わりの中で見出されることが多いことから、望ましい集団づくりも重要である。

○ 共感的な人間関係を育成すること

教職員と児童生徒及び児童生徒同士が、相互に尊重し共感的に理解し合う人間関係を育成することである。共感的な人間関係の中であってこそ、児童生徒の自己変容、自己理解は一層促進される。

○ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること

自らの行動を選択・決定、実行させ、責任をとる場や機会を与えることによって、自らの可能性について自信を確かなものにしていくことができるようにすることである。

(3) 生徒指導の在り方

生徒指導を進めていく上で基盤となるのは、教員が児童生徒一人一人について深く理

解することである。一人一人の児童生徒はそれぞれ違った能力・適性，興味・関心等を持っている。また，児童生徒の生育環境も将来の進路希望等も異なる。それゆえ，児童生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり，学級担任・ホームルーム担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加え，学年の教員，教科担任，部活動の顧問等によるものを含め，広い視野から児童生徒理解を行うことが大切である。

また，教員と児童生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教員と児童生徒との信頼関係は，日ごろの人間的な触れ合いと，児童生徒と共に歩む教員の姿勢，授業等における児童生徒の充実感・達成感を生み出す指導，児童生徒の特性や状況に応じた的確な支援と，不正や反社会的行動に対する毅然とした指導などを通じて形成されていくものである。その信頼関係をもとに，児童生徒の自己開示も進み，教員の児童生徒理解も一層深まっていく。

2 生徒指導体制の確立

生徒指導体制の確立とは，校長のリーダーシップの下，生徒指導主事をコーディネーターとして，全ての教職員が指導方針・指導計画等について共通認識をもつとともに，それぞれの役割を明確にした上で，報告・連絡・相談・確認等を確実にを行い，組織として一貫性を持ち，徹底した指導を継続的に行うことができる状態のことである。

また，学校内の生徒指導体制に留まらず，家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし，児童生徒の健全育成を広い視野から考えることも重要である。

(1) 生徒指導体制の自己評価

生徒指導の充実のためには，全ての教職員が，児童生徒一人一人に対して，あらゆる機会を通じて自己指導能力の育成を目指す指導を行うことが大切である。

そのため，「指導の計画 (PLAN)」，「実際の指導 (DO)」，「指導に対する評価 (CHECK)」，「指導の改善 (ACTION)」を組織的に行う必要がある。

指導に対する評価を行う際には，指導計画や実際の指導そのものについて振り返るとともに，日常の教育活動や生徒指導体制を項目化して点検することが効果的である。

各学校では，実態に合わせて，生徒指導体制点検表（下記（例）参照）を作成し，組織として，また，教員一人一人が自己評価（分析）を行うことが大切である。

また，学校運営協議会や外部の専門家による客観的な評価に委ねることで評価の信頼性が高まる。

これらの評価を基に，各学校の生徒指導体制について検討・見直しを行い，次の指導計画の作成及び実際の指導に役立てるようにする。

【参考】生徒指導体制点検表（例）

番号	項目	している	していない
1	児童生徒に積極的に声をかけているか		
2	欠席・遅刻・早退した児童生徒の保護者に連絡をし，状況を共有しているか		
3	掲示物の破れやはがれ，落書きなどがあればすぐに修復しているか		

(2) 教育相談体制の確立

ア 児童生徒が，気軽に悩みや不安を相談できる体制づくりを進める。

イ 全ての教職員がカウンセリングマインドをもち、児童生徒に自発性・自律性・自主性が醸成されるよう指導することが大切である。

ウ 教育相談体制を充実させるために、次のような取組が考えられる。

- 校務分掌に教育相談を推進する分掌及び担当者を位置付ける。
- 学校経営計画の中に、教育相談の計画を位置付け、教育相談実施計画を作成する。
- 教育相談部、生徒指導部及び担任の相互の連携や相談機関との連携の在り方について、全教職員に周知し、積極的な連携を図る。
- 子育て座談会や子供理解を深めるための講演会等保護者研修会を企画し、保護者の教育相談に対する理解を深める。
- カウンセリング等に係る研修会を開催するなど、教育相談に係る教職員のスキルを向上させるとともに、児童生徒へ積極的に実施し、自己肯定感や自己存在感の育成に努める。

(3) 開かれた学校づくりの推進

家庭・地域・学校が一体となって、児童生徒の豊かな人間性の向上を図るために、学校が、地域貢献や情報提供を積極的に行うなど信頼関係を構築することが重要である。

ア 目標や方針等はあらかじめ児童生徒、保護者及び地域住民に十分説明し、その理解を得て、協力体制を作っておくことが大切である。(学校説明会、体験入学、入学時説明会、保護者会、地域懇談会、学級懇談会等)

イ 上記アで説明した目標や方針について、取組の結果をホームページ等で公開するなど説明責任を果たす。

ウ 学校通信やホームページ等を適切に活用し、学校の情報を積極的に広報するとともに、電子メールや電話等で意見を聞く窓口を設けておく。

エ 地域の行事に積極的に参加し、地域と連携した教育内容づくりを工夫する。

(4) 危機管理体制の確立

ア あらゆる問題行動や非常事態が起こり得るとの認識に立ち、「危機の予測と準備」、「危機の回避」、「危機発生時の対応」、「危機の再発防止」など学校独自の危機管理マニュアルを作成しておく。

参考：本誌 第4章 「危機管理体制の徹底」

イ 問題行動の発生や児童生徒が重大な傷を負った場合などを想定（シミュレーション）し、ロールプレイングなどの手法を用いた研修を実施するなどして、教職員の共通理解を図るとともに、危機管理マニュアルの改善、見直しを図る。

3 校則等

児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要である。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則等は教育的意義を有している。

(1) 校則等の見直し

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則等の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。校則等の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限であるが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加

することが望ましい。校則等の見直しに当たって、児童会・生徒会、学級会などの場を通じて児童生徒に主体的に考えさせる機会を設けた結果として、児童生徒が自主的に校則等を守るようになった事例、その取組が児童生徒に自信を与える契機となり、自主的・自発的な行動につながり、学習面や部活動で成果を上げるようになった事例などがあり、校則等の見直しを学校づくりに活かした取組といえる。このように、校則等の見直しは、校則等に対する理解を深め、校則等を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会になる。

(2) 校則等の運用

校則等に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則等を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要である。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導になっていないか注意を払う必要がある。

校則等に違反した児童生徒に指導を行う場合があるが、その際には、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることなく、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければならない。また、校則等の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要である。そのため、校則等は、入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要がある。その際には、校則等に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要である。

4 命を守る教育

青少年期の心の健康は、その後の人生の基礎となる重要な課題であり、児童生徒の自殺予防など、児童生徒の命を守る教育の充実が必要となっている。

(1) 命の教育の意義

暴力行為・いじめ・薬物乱用・デートDV・自傷行為・自殺など、他者や自分自身を傷つける児童生徒が後を絶たない。その背景として、少子化や核家族化、都市化など、急激な社会変化の中で、児童生徒が家族の誕生や親族の死など、命に係わる重要な場面に直接触れる機会や体験が極端に少なくなっていることが指摘されている。

そのため、教育活動の様々な場面で、児童生徒に生や死の意味について真剣に考えさせ、かけがえのない命や人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さとともに生きる喜びを実感として捉える場が必要である。

実施に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- 児童生徒が自分自身を価値ある存在として認め、自分自身を大切に思う自尊感情を育む。
- 命の尊さを実感できるような自然や人と豊かに関わる体験活動の充実を図る。
- 児童生徒個々の発達段階に配慮する。
- 教員自身が生と死や命に向き合う自らの姿勢を問い直すための研修の充実を図る。

(2) 暴力行為やいじめ等の被害を受けた児童生徒への適切な対応について

学校は、被害を受けた児童生徒を（物理的、心理的に）守るという視点を強くもって対応することが大切である。繰り返し被害を受けたり、「また被害を受けるのではないかと

いった不安」をもって学校生活を送ったりするなど、安心して登校できない状況とならないよう、被害を受けた児童生徒への配慮や適切な支援を行うことが大切である。

ア 問題行動に係る事実確認を行う上での配慮事項等

(ア) 複数の教員で被害と加害の児童生徒双方から個別に事実を確認する。

(イ) 聴き取りの時間(時刻)、場所等に配慮する。特に、多くの児童生徒がいる場面での呼び出し等は避ける。

(ウ) 被害児童生徒に対しても、事実確認後、学校はどのように指導を進めるのかななどを丁寧に説明する。

(エ) 事実確認の概要については、必ず学校から保護者に説明する。

イ 定期的な面接等による被害児童生徒の状況把握

加害児童生徒による謝罪終了後も、学年主任や担任、生徒指導部員、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等が、当該児童生徒に対して計画的に面接を行い、出欠状況や新たな被害の有無(客観的事実)などとともに、不安や悩みの有無(心理的事実)などについて把握する。

ウ 関係機関等との連携

学校だけで被害児童生徒への対応の全てを行うことは困難であるという認識をもつことが大切である。そのため、より専門的な援助が必要と判断した場合には、被害を受けた状況を踏まえて、警察、医療機関、こども家庭センター及び精神保健福祉センター等と連携する。また、スクールカウンセラー配置校にあつては、計画的に被害児童生徒のカウンセリングを実施することで、客観的事実や心理的事実を把握し、当該児童生徒の不安等を減少させるとともに、状況を組織的に共有する。

エ 教育相談の充実

(ア) 体制づくり

教育相談は、教員にとっての不可欠な業務であり、学校における基盤的な機能の一つといえる。教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を構築する必要がある。

(イ) 校内研修

教育相談で必要とされる教員の資質としては、人間的な温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、実践に裏付けられた知識と技術の両面が大切である。これらをバランスよく磨くことが、教員研修では必要である。

(3) 多様性の理解について

多様な他者の存在を認め、誰もが相互に個性と人格を尊重し支え合い、すべての児童生徒が孤立することなく、安心して生活できる環境を整えていくことが大切である。

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。特に以下の児童生徒についての支援を学校全体で行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多い。それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児

児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について理解する。

性同一性障害に係る児童生徒やいわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。

エ いわゆる「ヤングケアラー」と位置付けられる児童生徒

法令上の定義はないが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供は「ヤングケアラー」と呼ばれている。令和2年度に厚生労働省の調査研究事業で実施された「ヤングケアラーの実態に関するアンケート調査」では、「世話をしている家族がいる」と回答した中学2年生が5.7%、全日制高校2年生が4.1%であった。また、そのうちの1割程度の生徒は、1日当たり7時間以上も世話に費やしていると回答していた。

欠席・遅刻・早退が多い、宿題や持ち物の忘れ物が多い、授業中の居眠りが多い、宿泊行事等を欠席する等の状況が見られる児童生徒について、単に「基本的な生活習慣の不確立」、「家庭の協力不足」と捉えるのではなく、その事情や背景について把握し、学校として可能な支援や配慮を行うことが求められる。

(4) 児童生徒の自殺の防止について

ア 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を察知した場合の対応としてTALKの原則がある。これは、「Tell」、「Ask」、「Listen」、「Keep safe」の頭文字をとってまとめたものである。

- [T] 子供に向かって心配していることを言葉に出して伝える。
- [A] 真剣に聞く姿勢があるならば、自殺について質問しても構わない。
これが自殺の危険を評価して、予防につなげる第一歩となる。
- [L] 傾聴する。叱責や助言などをせずに子供の絶望的な訴えに耳を傾ける。
- [K] 危険を感じたら、子供を一人にせず一緒にいて、他からの適切な助言を求める。
自殺未遂に及んだ事実があるならば、保護者に知らせて、子供を医療機関に受診させる必要がある。

イ 子供に必要な自殺予防の知識

ひどく落ち込んで解決が難しいと思われる問題が起こったとき、もちろん自分の力で乗り越えようとするのは大切だが、他者に相談できることも生きていく上で素晴らしい能力だということ、そして「何か不安に思うことや心配なことがあった時は、3人の大人に相談して。」等の具体的なメッセージを普段から伝えておくことが大切である。

その際、もし友達から「死にたい」と打ち明けられたら、その友達の気持ちを大事にしながら話を聴き、信頼できる大人につなぐことがとても大切であるという点を強調する。子供の場合、相手に同調することでともに自殺の危険が増してしまう場合も考えられるからである。

また、「24時間子供SOSダイヤル」や「こころのライン相談@広島県」のような自殺予防のための相談窓口や医療機関にはどのようなものがあるか、普段から伝えておくことも必要である。解決のための選択肢を増やしておくことは、死を考えるほど行き詰まったときに命を救うことにつながるからである。

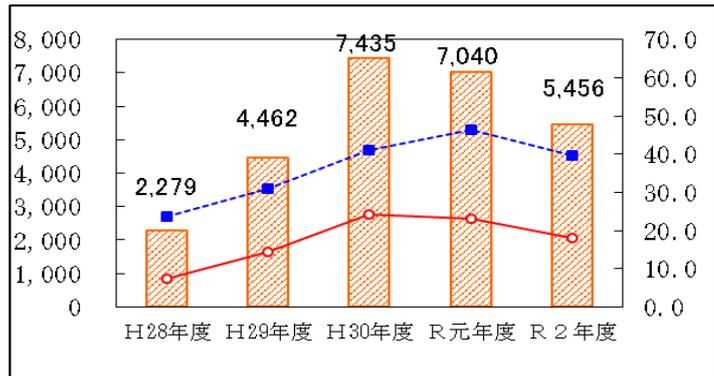
さらに、つまずきや生きづらさへの対処法を教える「自殺予防教育」や、自らの心の痛み気付き、それを誰かに伝えることができるようにする「SOSの出し方教育」、誰かの心の痛みを傾聴する「SOSの受け止め方教育」を充実させるとともに、教職員が子供の出したSOSをしっかりと受け止めることが求められる。

5 いじめの問題への対応

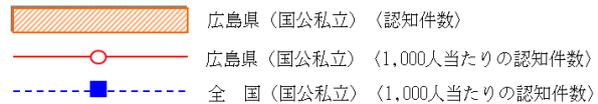
本県では、いじめ防止対策推進法に基づき、平成26年3月19日に「広島県いじめ防止基本方針」を策定し、本県におけるいじめ防止対策の基本的な考え方、いじめ防止等に関する取組、学校における取組、重大事態への取組等を示している。

令和2年度の本県における国公私立小・中・高等学校（全日制・定時制・通信制）・特別支援学校のいじめの認知件数の合計は、5,456件で、前年度と比較すると1,584件（22.5%）減少した。

校種別に前年度と比較すると、小学校では3,794件で908件（19.3%）減少、中学校では1,471件で530件（26.5%）減少、高等学校では178件で128件（41.8%）減少、特別支援学校では13件で18件（58.1%）減少した。



※ 凡例共通



学校においては、いじめの防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立すること、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等に係る組織（「いじめ防止委員会」）を中心として、学校の実情に応じ、いじめの防止等に関する取組を体系的・計画的に進める必要がある。

「いじめは絶対に許されない。」との認識のもといじめ防止委員会を中心とした組織的な指導を徹底するとともに、関係機関や地域との連携を綿密にするなど、いじめの未然防止、早期発見や早期対応の取組が必要である。

(1) いじめの定義

文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、平成17年度まで、いじめの定義について、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な」という文言が使用されていたが、平成18年度調査からはそれらの文言が削除され、「いじめ」に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとされた。一度のからかいや悪口、仲間はずれといった行為であっても、当該児童生徒が精神的な苦痛を感じたのであれば「いじめ」として捉え、指導することが大切である。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」における「いじめ」の定義は、次のとおりである。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。

「いじめ防止対策推進法（法律第七十一号）」（文部科学省）

(2) いじめの問題への取組

いじめを未然に防止するためには、「いじめは許されない行為」であるということを見学児童の心に定着させるとともに、被害者の心の痛みが理解できる思いやりを育てることが必要である。

そのためには、教職員が加害者と正面から向き合い「いじめがなぜいけないのか。」を自らの生き方や思いを重ね、本気で語ることが大切である。さらに、教職員が被害者を守りきることが重要である。

ア いじめの早期発見・早期対応

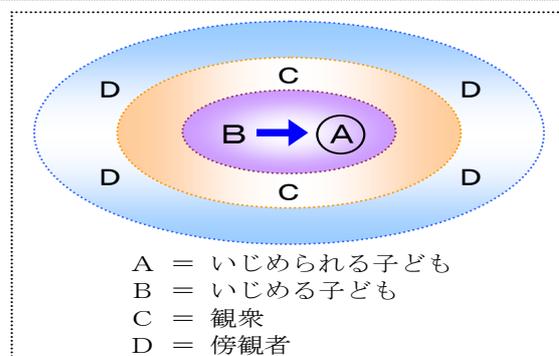
- (ア) いじめは、「どの子供にも、どの学校においても起こり得る。」という認識のもと、児童生徒等の小さなサインを見逃さず、いじめの早期発見に努める。
- (イ) 「アンケート調査」、「個別面談」を年間を通して計画的に実施し、日ごろから児童生徒の状況把握に努める。
- (ウ) 学校等における相談機能を充実し、教職員と児童生徒、児童生徒間の共感的な人間関係づくりに努め、児童生徒との絆を深める。
- (エ) 学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で情報を共有化し、共通理解と役割分担を明確にしてチームで対応するなど組織的な対応を行う。
- (オ) 事実関係の把握は、当事者だけでなく、保護者や友人関係等から正確かつ迅速な情報収集を行う。
- (カ) 学校のみで解決しようとせず、速やかに保護者、関係機関及び教育委員会と適切な連携を図る。
- (キ) 保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾けるとともに、迅速に対応し、学校全体で取り組む。
- (ク) 学校の指導方針及び指導計画等の情報については、保護者や地域へ積極的に公表し理解を得る。
- (ケ) 個人情報の取扱いに留意し、事実を隠蔽することがないように正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保する。

イ いじめを許さない学校づくり

- (ア) 「いじめは人間として絶対に許されない。」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒に徹底する。
- (イ) いじめを行う児童生徒に対しては、特別な指導や学校教育法第 35 条に基づいた出席停止（義務教育）等の措置も視野に入れ、毅然とした対応を行う。
- (ウ) いじめられている児童生徒については、日ごろから学校が徹底して守りきるという姿勢を示す。
- (エ) 教職員が児童生徒一人一人をかけがえのない存在と捉え指導する。
- (オ) 教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように自覚ある言動に努める。
- (カ) 教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、解決したと即断することなく継続した指導を行う。

ウ 望ましい集団づくり

いじめは、集団の中で行われ、加害者と被害者だけではなく、いじめを見てはやし立てたり喜んだりする観衆、その背後で見ても見ぬ振りをしたり、自分に被害が及ばないよう知らない振りをしたりする傍観者という四層構造になっている。いじめの問題の解決には、加害者への厳しい指導はもちろん大切であるが、観衆や傍観者もいじめを助長している加害者であることを児童生徒に認識させ、いじめを生まない、いじめを自ら



いじめ構造図

解決しようとする望ましい集団づくりを行うことが重要である。

そのためには、クラス全体に「いじめは許されない。」との認識をもたせ、いじめを注意することやいじめの事実を教職員に相談することは、正しい行為であると指導することが大切である。

エ 家庭・地域社会との連携

学校のいじめへの指導方針等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広め、緊密な連携を図ることが大切である。また、いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭・地域との連携を綿密にしてその解決に当たることが重要である。

(3) いじめの問題への取組に対する教職員の在り方

いじめの問題の未然防止及び早期発見、早期対応のためには、教職員の姿勢や認識などの指導の在り方が重要である。

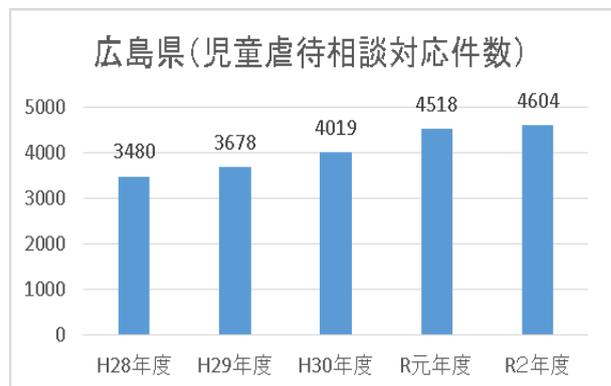
- ア 「いじめは人間として絶対に許されない。」との強い認識に立ち日々の教育活動に当たること。
- イ いじめられている子供の立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守りきる姿勢を示すこと。
- ウ 教職員の言動がいじめの発端となる場合があることを十分認識し、児童生徒、保護者、地域の信頼が得られるよう、教職員としての自覚と責任を持った指導を行うこと。
- エ いじめに対する学校の指導方針の周知や日常の児童生徒の状況等について、積極的に家庭と連携を図ること。
- オ いじめ等の訴えが児童生徒、保護者等からあった場合は、まず謙虚に耳を傾けるとともに、事実関係の把握を正確かつ迅速に行うこと。
- カ いじめの問題の解決に当たっては、教職員等が一人で抱え込むことなく、報告、連絡、相談、確認を確実にし、決して隠すことがないよう対応すること。
- キ いじめを始めとする問題行動等に対しては、あらかじめ定めている指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない。」と毅然とした粘り強い指導を行うこと。
- ク いじめを始めとする問題行動等を起こす加害児童生徒についても、その行為の背景にある悩み等の要因に目を向け、その根本原因の解決に向けた支援等を行うこと。
- ケ 児童生徒が教職員に悩み等を打ち明けられるような、信頼される人間関係づくりを積極的に行うこと。

6 児童虐待への対応

(1) 児童虐待とは

児童虐待は、児童福祉法による児童（18歳に満たない者。以下「児童」という。）の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

令和2年度の本県における児童虐待の相談対応件数（未就学児等を含む）は、4,604件で、前年度と比較すると86件（1.9%）増加した。



- 児童虐待には、大きく分けて、次の4種類の行為がある。
 - ①「身体的虐待」
児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ②「性的虐待」
児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
 - ③「ネグレクト」
児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による①、②又は④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
 - ④「心理的虐待」
児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(2) 教職員の対応について

教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待を受けた児童を発見した場合又は虐待の疑いがある場合には、速やかにこども家庭センター（児童相談所）又は市町の福祉部局へ通告することが法律で義務付けられている。通告後は、こども家庭センター（児童相談所）の指示を受けて対応する。

(3) 学校の対応について

令和元年5月通知「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き（文部科学省）」や広島県教育委員会が作成した「早期発見のための児童虐待チェックリスト」を活用するなどして、児童生徒の日常生活について観察するなど、日頃から児童生徒の状況の把握に努めるとともに、普段から児童生徒との信頼関係を築き、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を醸成することが大切である。

学校は、市町の要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関との連携を積極的に推進し、児童虐待防止に向けた取組を充実させる必要がある。

(4) 児童虐待に係る学校間の情報連携について

児童虐待の早期発見のためには、学校・養護施設・福祉機関等で、児童生徒の児童虐待に係る情報を、的確に伝達・共有する必要がある。

このため、本県では、児童生徒の児童虐待に係る情報を指導要録に記録し、伝達・共有することとしている。

指導要録の様式2「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「児童虐待に係る通告」、「児童虐待に係る一時保護」、「児童虐待に係る施設入所等」の3点について、日時や連携先と併せて記載し、児童虐待に係る情報を的確に伝達・共有するとともに、過去に被虐待歴のある児童生徒については、より丁寧な状況把握を行い、児童虐待の早期発見に努めることが大切である。

7 地域や関係機関との連携の強化

これまでの各項目にも記載したように、児童生徒の問題行動等への対応に当たっては、学校だけで解決しようとするのではなく、地域や警察等の関係機関と協働して幅広く取組を進めるよう、適切に連携することが大切である。

学校が地域や関係機関等と連携する場合は、次の点に留意することが大切である。

- 学校が取組の方針，連携の目的及び具体的な指導内容や方法等を明確にして，主体的に連携を進める。
- 連携する関係機関の役割及び専門性を認識し，相互の立場を尊重し合い協働して解決に当たる。
- 情報連携に留まらず，サポートチームや協議会等を積極的にもつなど，意思の疎通を図り，ネットワークとして一体的な対応を行う行動連携を行うようにする。

(1) 地域との連携

学校が様々な機会を活用し，地域に開かれた学校づくりを行うことで，教育方針や生徒指導への理解と協力が得られるようになる。

その際，校区内や市町内の連携先をあらかじめ一覧表にして関係機関の役割や特徴を認識しておくことが必要である。また，学校が校区内の関係機関を有効に活用するためには，市町教育委員会がコーディネーター役を果たすことが重要となる。

連携の方法としては次のような例が考えられる。

- 学校通信やホームページ等を活用して学校の様子などを定期的に知らせる。
- 学校行事への参加を求め，授業参観へも保護者以外の参加ができるように工夫する。
- 地域の行事やボランティア活動へ，学校から積極的に参加する機会をつくる。
- 課題が深刻な児童生徒には，行政機関，近隣校，青少年育成団体，関係機関等と連携したサポートチームなどをつくり，児童生徒の指導のための援助を求める。

(2) 警察との連携

ア 連携の留意点

- (ア) 連携については，相談，情報交換，事件通報，共同活動など様々な方法があるが，事案に応じて適時，適切に行うことが大切である。
- (イ) 連携の目的を明確にし，双方が共通認識をもった上で，警察に任せきりにするのではなく，児童生徒にとってどのような指導方法が適切であるのかを判断し，学校が主体的に取り組むことが必要である。
- (ウ) 警察と連携する場合は，そのねらいを保護者に十分説明し，理解を得ながら取組を進めることが大切である。
- (エ) 警察から連絡があった事案については，学校における指導の経過等を警察に連絡するなど，継続的な連携が大切である。
- (オ) 定期的な情報交換や対応方針等についての協議など，日常的な連携を行い，信頼関係の構築に努めることが大切である。

イ 連携方法

- (ア) 「学校警察連絡協議会」を開催し意見交換を行ったり，関係団体と協力して街頭指導を行ったりするなど，常に情報交換のできる機会を確保し，信頼関係をつくる。また，非行の低年齢化などから，関係する学校の参加を積極的に求め，小・中・高・特別支援学校等が連携して具体的な行動計画を作成するなど，問題行動の解決に向けて実働できるよう創意工夫する。
- (イ) 警察と連携して，薬物乱用防止，交通安全，非行防止，暴走族加入防止などの「教室」を開催し，児童生徒の規範意識を醸成し，社会の一員として自律した行動ができるように指導する。

ウ 児童生徒の問題行動に係る警察の学校連絡への対応

(ア) 広島県教育委員会と広島県警察は、平成13年1月1日から、警察が問題行動の重大性や児童生徒の状況等を総合的に判断し、学校と連携して継続的な指導が必要であると認められるもので、次の4点に該当するものについて学校へ連絡するよう申し合わせている。(連絡の時期は、平成25年1月1日から、逮捕事案は送致完了時、在宅事案は送致等判断時点となった。)

- 犯罪少年及び触法少年に係る問題行動
- 送致又は通告したぐ犯少年に係る問題行動
- 不良行為に係る問題行動
- その他、犯罪行為や触法行為があったものの、被害申告がされないなど、諸般の事情により事件(事案)処理が行えない事案のうち、今後特に学校における継続的な指導が必要であると認められる問題行動

(イ) 連絡内容の取扱いについて次の5点に留意する。

- 警察との連携については、校長、教頭又は生徒指導主事が責任を持って当たり、警察からの連絡に対して報告・連絡・相談・確認を確実に行うとともに、学校においても、当該児童生徒から事情を聴くなど組織的に対応すること。
- 警察からの連絡内容については、その取扱いを慎重に行い、指導の目的以外に使用したり、連絡内容が関係者以外に漏れたりしないよう特に留意すること。
- 事件に多くの児童生徒が関わっていた場合や事件が複雑な場合は、直接、警察署に行き、正確な事実の把握に努めること。
- 生徒に対する処分としての懲戒については、安易に指導から切り離すことは根本的な解決にならないという認識に立ち、慎重に行うこと。
- 学校の指導の結果を警察へ連絡するなど、その後の連携に生かすこと。

(3) 福祉との連携

ア 日々の連携の必要性

学校は、日ごろから関係機関等と連携をしておくことで、人と人とのつながりが深まり、問題行動等が発生した時に相談しやすくなり、適切な「緊急時の対応」につながる。

また、それぞれの機関の役割及び専門性、所在地や担当者などを明確にし、一覧表を作成し、職員室に掲示したり、全教職員に配付したりすることにより、迅速な対応を行うことが大切である。

イ 連携を行う際の留意点

(ア) 学校の主体性

学校が取組の方針、連携の目的及び具体的な支援内容や方法等を明確にして、主体的に連携を進めること。

(イ) 組織的な連携

校内での支援体制を確立し、個別の指導計画を作成・活用するなど、全教職員が共通認識をもって組織的な連携を進めること。

(ウ) 関係機関の役割と専門性の理解

連携する関係機関の役割及び専門性(機関の機能の限界を含め)を認識し、相互の立場を尊重し合い協同して解決に当たること。

ウ 要保護児童対策地域協議会

市町に設置されている要保護児童対策地域協議会とは、子供の虐待、非行等に対する支援を目的とした、地域の子供と家庭に対する援助のためのネットワークのことである。

平成16年の児童福祉法改正により、法律上の位置付けがなされ、平成19年改正では地方公共団体は協議会を設置することの努力義務が課せられ、平成20年改正では、支援対

象を，要支援家庭（特定妊婦を含む）に拡大するとともに，調整機関に専門職の配置の努力義務が課せられるなど，地域協議会の機能強化が順次図られ，平成 28 年改正では，調整機関に専門職を配置することが義務化されている。

個別ケース検討会議を開催する際には，学校の管理職が，当該児童生徒が在住している市町福祉課に依頼する。会議の参加メンバーには，守秘義務が課せられ，会議の中で支援が必要な児童生徒についての情報共有を行い，各々の参加機関や個人の機能を活用し，地域に密着した支援を行うことが大切である。

第2章 生きる力の育成

I 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成

「健やかな体」の育成 健康教育の充実

子供が心身ともに健やかに育つことは、国や地域を問わず、時代を越えて全ての人々の願いであり、幼児児童生徒に対する健康教育は、「生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う」という重要な意義と役割をもっている。

現在、メンタルヘルスへの対応、食習慣の改善、登下校時の安全確保、自然災害の対応など、子供の健康・安全に関する様々な課題が生じ、その解決が求められている。

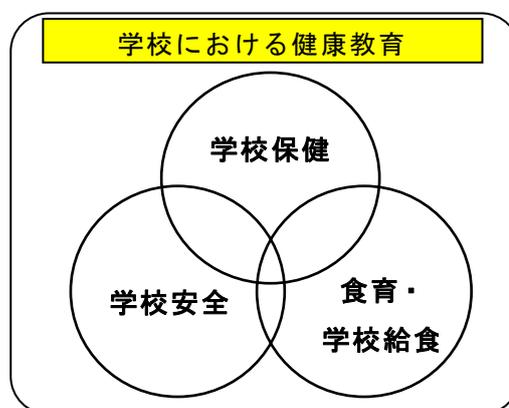
小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領においても、総則に「学校における食育の推進」、「安全に関する指導」、「心身の健康の保持増進に関する指導」が示されており、現代的な健康課題に対応する健康教育の一層の充実が必要である。

1 学校における健康教育

学校における健康教育は、心身の健康の保持増進のための保健教育と保健管理を内容とする「学校保健」、自他の生命尊重を基盤とした安全能力の育成等を図るための安全教育と安全管理を内容とする「学校安全」、望ましい食習慣の形成等を図るための「食育・学校給食」を包括したものであり、それぞれが独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら、児童生徒の健康の保持増進を図っている。

健康教育の目標は、時代を越えて変わらない健康課題や現代的な健康課題に対して、一人一人がよりよく解決していく能力や資質を身に付け、生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるようにすることである。

このため、児童生徒一人一人が、自らの健康課題や問題点を認識し、自分でそれを解決する力の育成を目指して、各学校で組織的な取組を行うことが重要である。



2 子供の健康・安全を取り巻く状況

近年、子供を取り巻く生活環境の急激な変化により、メンタルヘルスに関する課題や、アレルギー疾患、肥満、喫煙、飲酒、薬物乱用の問題など、心と体の両面に関わる様々な課題が生じている。また、新型コロナウイルス感染症については、国内外の感染状況を見据えると、長期的な対応が求められることが見込まれる状況であり、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。

また、自然災害の状況や交通事故や犯罪等の社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題も次々と顕在化し、今後の深刻化も懸念されている。児童生徒等の安全を脅かす事故等は、学校管理下のあらゆる場面で発生することが想定される。

3 健康教育の進め方

(1) 推進体制の整備

多様化・深刻化している児童生徒の健康・安全の課題を解決するためには、教育課程や各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意するとともに、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通認識（基本的な知識と理解）をもち、関係機関等と十分連携して、健康教育を推進することができるよう体制の整備を図る必要がある。

学校保健計画	学校保健安全法第5条で策定及び実施が規定されており、保健主事が立案等の中心となる。
学校安全計画	学校保健安全法第27条で策定が規定されており、学校安全の中核となる教職員（学校安全主事・主任等）が立案等の中心となる。
食に関する指導に係る全体計画	学校給食法第10条に「校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成すること」と規定されている。栄養教諭は本務校と兼務校のいずれにおいても、全体計画の作成で中心的な役割を果たす。

(2) 健康教育におけるマネジメントサイクル

健康教育を組織的に推進するためには、マネジメントサイクルを十分に機能させる必要がある。まず、前提として、児童生徒の実態やニーズ、自校が抱えている課題を把握し、その解決のために組織としての方針を検討する。次に、目標等を達成するために計画を作成（Plan）し、計画を実施するために教職員や児童生徒を組織化し、実施（Do）する。実施後には、その評価（Check）によって設定された目標の達成度や計画及び組織活動の妥当性などの検討と改善（Action）を加えて、次の計画につないでいく。このような活動の過程を理解し、マネジメントサイクルが機能するように中核となる教職員が働きかけをすることが重要である。

(3) 健康・安全・食に関わる資質・能力

健康教育においては、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次の柱に沿って、資質・能力の育成を目指し、指導していく必要がある。

【知識・技能】

様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

【思考力・判断力・表現力等】

自らの健康や食、安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

【学びに向かう力・人間性等】

健康や食、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に、自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

【幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について 平成28年12月 中央教育審議会（答申）別紙】

4 保健教育

(1) 保健教育の目標

学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎を培うことである。

(2) 保健教育の位置付け

保健教育は、子供たちの発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある。また、組織的かつ計画的な推進が必要である。

(3) 保健教育の推進とカリキュラム・マネジメント

教育課程の各教科・科目、特別活動など関連する教科等がそれぞれの特質に応じて行われた上で、相互に関連させて指導していく必要がある。その際、児童生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、個々の児童生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングといった個別指導を連携させて、児童生徒の発達を支援することも重要である。

保健教育

体育科の保健領域、保健体育科の保健分野・科目保健
その他関連する教科等（社会科、理科、生活科、家庭科、特別の教科 道徳）
総合的な学習（探究）の時間
（保健に関する横断的・総合的な学習〔福祉・健康〕）
特別活動（学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等における保健の指導）
日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導

(4) がん教育

がん教育は、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育である。各教科等における学習を関連付けるとともに、外部講師の活用を図り、がん教育を学校保健計画に位置付け、学校教育全体を通して、取組を推進する必要がある。

(5) 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要となる。具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、児童生徒等の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことが必要である。

5 安全教育

参考HP：文部科学省「文部科学省×学校安全」

(1) 安全教育の目標

安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安心・安全な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことである。

(2) 安全教育の内容

安全教育は、教育課程の各教科・科目、特別活動等に位置付けられ、それぞれの特質に応じて適切に実施されるものである。

安全教育

体育科の保健領域、保健体育科の保健分野・科目保健

総合的な学習(探究)の時間・特別の教科 道徳における安全に関する学習

自立活動における安全に関する学習、その他関連教科における安全に関する学習

特別活動(学級活動・HR活動、学校行事、児童会・生徒会活動等)における安全指導

部活動等の課題における安全指導、日常の学校生活における安全指導

(3) 安全教育の3領域

生活安全 日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

交通安全 様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車、二輪車等の利用ができるようにする。

災害安全 様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア 生活安全

県内において不審者情報は後を絶たず、不審者による重大犯罪など、日常生活の安全確保が望まれ、警察等の関係機関等と連携した対策を講じる必要がある。学校教育活動時における危険理解と安全の確保、応急手当、犯罪に対する適切な行動の仕方、安全な環境づくりを実施する。

イ 交通安全

第11次広島県交通安全計画が作成され、「交通事故のない日本一安全で安心な広島県」の実現に向けた取組が実施されている。また、通学路の緊急合同点検を受け、各市町で定められた「通学路交通安全プログラム」に則り、安全な通学路の設定や安全点検が実施されている。

【学校における自転車安全利用に向けた取組事例】

- ① 自転車利用時の交通ルールの遵守を徹底
- ② 自転車利用時のヘルメットの着用を促す啓発活動
- ③ 保険への加入推奨
- ④ 自転車運転者の交通違反者に指導警告される「自転車指導警告票」の周知・活用
- ⑤ 各種関係機関等と連携した自転車安全教室・安全講習会の実施

交通安全教育
指導者マニュアル



広島県警察
〇〇学校

「交通安全教育
指導者マニュアル」
(広島県警察作成)

ウ 災害安全（学校における防災教育）

平成 26 年 8 月に広島市で発生した土砂災害や平成 30 年 7 月に西日本各地で発生した土砂災害にみられるように、自然災害は想定を超える可能性が常にある。自ら危険を予測し回避するために、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることができる力を身に付け、将来、地域の防災リーダーとして主体的に防災活動を進めていく態度を育成することが大切である。学校においては、避難訓練だけでなく、教育活動全体を通しての体系的な防災教育が必要である。



【防災教育の目標】

- 自然災害の発生メカニズムをはじめ、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。
- 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて的確な判断の下、自らの安全を確保する行動ができるようにする。
- 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

【防災教育の内容】

- 自然災害（地震・津波等）を知る。
- 対処行動を知る。
- 地域の自然災害の被害や特徴を考える（先人の経験に学ぶ）。
- 地域の安全な社会づくりに貢献する態度を身に付ける。



広島県自然災害に関する防災教育の手引き

（防災教育の事例）

- ・他の機関等の合同防災訓練 ・避難所運営訓練 ・防災キャンプ ・炊き出し訓練 ・防災講演会
- ・地域防災ウォーク ・地域防災マップ作り ・朝の会、SHR 等を利用した防災指導
- ・「ひろしまマイ・タイムライン」の作成 ・広島県一斉防災教室、一斉地震防災訓練
- ・災害ハザードマップを活用した図上訓練 ・水害碑を活用したフィールドワーク

《防災教育を効果的に進めるための留意点》

- 学校安全計画に盛り込んだ計画的な実施
- 各教科等の関連を図った指導
- 知識の習得と実践を組み合わせた実効性のある指導内容
- 学習した知識や技能を活用して、主体的に判断・行動し、災害に適切に対応する能力を身に付けさせる指導内容
- 地域での活動を組み込み、安全な社会づくりに貢献する態度の育成
- 関係機関等との連携
- 最新の気象情報等を入手、活用

気象災害への対応

平時ポイント

- ・気象情報や「警戒レベル」を用いた防災情報、ハザードマップを確認
- ・教職員間で情報共有と連絡体制を確認

登校前ポイント

気象情報等により翌朝の登校時の危険性を予想⇒前日に臨時休業や始業時刻の変更について判断・周知

下校時ポイント

気象情報等により下校時の危険性を予想⇒下校時刻の変更、保護者への引渡し・学校待機等の判断・実施

天候回復後

- ・警報等の解除後、児童生徒等の安否確認、校区の状況把握を行い、登下校の再開を検討
- ・安否確認、校区の状況確認時、教職員の安全確保に留意

第2章 生きる力の育成

I 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成

「健やかな体」の育成 食育の充実

【食育基本法 前文】（平成17年7月15日施行）

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

1 児童生徒の食生活を取り巻く状況等

食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、子供に食生活の乱れや健康に関して懸念される事項が見られる。特に、成長期にある子供にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要である。

2 学校における食育

(1) 目指す方向

学校の教育活動全体を通して、組織的、計画的な推進を図り、児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、家庭や地域と連携した食育の充実を図る。

(2) 食に関する指導の目標

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

【知識・技能】

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

【思考力・判断力・表現力等】

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

【学びに向かう力・人間性等】

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

(3) 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

学校において食育を進めるに当たっては、広く家庭や地域、学校相互間との連携を図りつつ、食に関する指導を行うことが必要である。

《学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進していくうえで有効なポイント》

- ☑ 児童生徒の実態を把握し、取組の内容や目標、評価指標を設定する
- ☑ 保護者が児童生徒と一緒に参加する機会をつくる
- ☑ 現状や課題をデータで把握し、児童生徒・家庭・学校が共有する
- ☑ 学校と家庭と、双方向での情報交換・コミュニケーションを図る
- ☑ 地域の生産者や食に関わる人々と児童生徒が交流する機会を作る
- ☑ 学校種を超えた連携や地域の様々な世代との交流を図る
- ☑ 学校内のほかの教職員と連携を取る

【参考：文部科学省 つながる食育の推進に向けて（令和2年3月）】



企業による出前講座

(4) 食に関する指導に係る全体計画の作成

学校全体で食育を組織的、計画的に推進するためには、校長のリーダーシップの下、各学校において食に関する指導の全体計画を作成するとともに、この計画が全教職員に共通理解され、確実に実施されることが必要である。

(5) 食に関する指導

ア 教科等における食に関する指導

体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うようにする。その際、児童生徒に当該教科等の目標や内容を身に付けさせ目標がよりよく達成されることを第一義的に考え、その実現の過程に「食育の視点」を位置付け、意図的に指導することが重要である。

<食育の視点>
◇ 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
◇ 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
◇ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
◇ 食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
◇ 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
◇ 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

イ 給食の時間に行われる食に関する指導

<給食指導>

- ・ 給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどを体得させる。

<食に関する指導>

- ・ 学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習させる。
- ・ 郷土食や行事食などの食文化を学校給食で学習させる。
- ・ 学校給食を活用して教科等で学習したことを確認させる。

ウ 個別的な相談指導

健康課題を有する児童生徒に対して、関係する教職員が共通理解を図り、家庭と連携して個別的な相談指導を行う。その際、対象となる個人の身体状況、栄養状況や食生活などを総合的に評価・判定し、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識・理解度等を考慮して指導に当たるようにする。

(6) 食育の推進の評価と改善

学校における食育の成果を検証するためには、食育の推進体制や計画の進捗状況、計画推進の結果から得られた効果等について評価を行うことが大切である。また、その評価結果を踏まえて、食育推進組織において次年度に向けての具体的な改善点を相談した上で、全教職員で共通理解を図る。



(7) 本県の学校における食育の推進について

本県では、広島県産の食材を使った、家庭でも簡単にできる「ひろしま給食」を、学校だけでなく、家庭や地域でも楽しむことを通して食育を推進するとともに、学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を通して、児童生徒が食に関する正しい知識と栄養バランスなど望ましい食習慣を身に付けることができるよう取り組んでいる。

第 2 章 生きる力の育成

I 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

体力づくりの充実（「健やかな体」の育成）

体力は、人間の活動の源であるとともに、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素である。子供の体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、社会全体の活力や文化を支える力が失われることにもなりかねない。

学校教育では、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくとともに、体力の向上を図ることのできる実践力の育成を目指し、子供が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付けることができるようにすることが大切である。

このため、子供が、体を動かす楽しさや心地よさを味わうとともに、体力を高める必要性を認識し、運動やスポーツが習慣化する中で体力を高めることができるよう、取り組む必要がある。

1 運動習慣の確立と体力の向上を学校教育活動全体で取り組む必要性

令和 4 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）において、「運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが好きですか」の質問で「好き」「やや好き」と回答した子供の割合は、小学校 5 年生と比較し中学校 2 年生が低く、特に中学校女子の 2 割以上が、運動やスポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答している。

また、国は 1 週間の総運動時間が 420 分以上の児童生徒の割合は、増加しているものの、以前の水準には至っていないこと、運動が好き、と答えた児童生徒は令和 3 年度より増加したが、以前の水準には戻っていないことを課題として指摘している。

体力の向上に関する指導の充実を図るためには、子供が運動やスポーツを好きになり、主体的に運動やスポーツに取り組めるよう、体育科、保健体育科の授業改善を一層推進するとともに、学校教育全体で取り組むことが重要である。

学校内での体力づくりの場

- 体育科、保健体育科の授業
- 総合的な学習(探究)の時間 — (例：健康・環境問題と運動、国際交流とスポーツ 等)
- 特別活動 —
 - 学級活動・ホームルーム活動（学級のレクリエーション 等）
 - 児童会活動・生徒会活動（大なわとび大会、球技大会 等）
 - 学校行事の健康安全・体育的行事（運動会・体育祭 等）
 - クラブ活動（小学校）
- 運動部活動
- 休み時間や放課後等の時間での活動

(1) 体育科、保健体育科の授業での運動習慣の確立と体力の向上

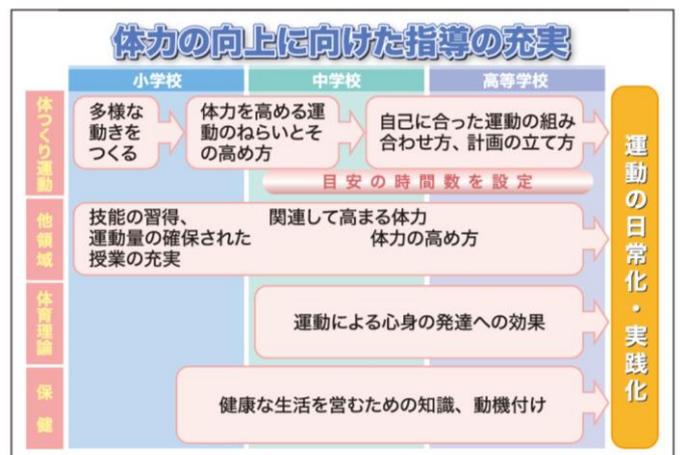
運動習慣の確立と体力の向上を図るためには、体育科、保健体育科の授業改善の推進は極めて重要であり、特に次の三つの視点に留意する必要がある。

ア 「体づくり運動」領域の指導の充実

体を動かす楽しさや心地よさを味わい、様々な基本的な体の動きを身に付けたり、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識できたりする学習内容の充実

イ 「体づくり運動」以外の運動に関する領域においても、学習した結果として、より一層の体力の向上を図ることができる授業の充実

ウ 運動の実践及び生涯スポーツにつながる概念や法則などの汎用的な知識の定着や、体育理論、保健による知識を基盤とした学習の充実



(2) 運動部活動での体力の向上

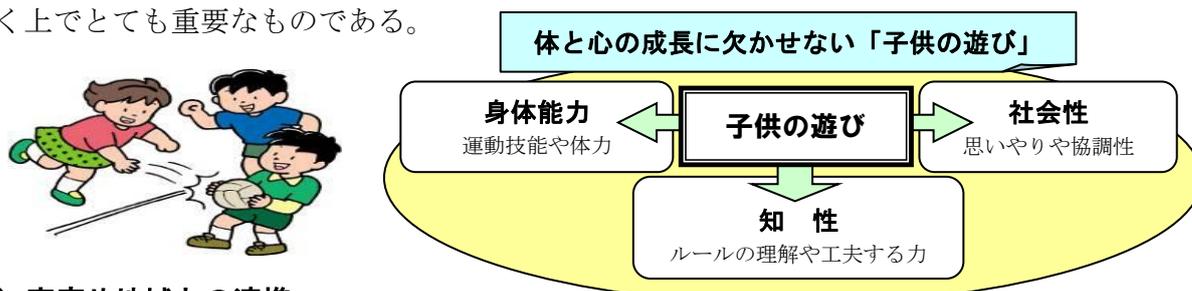
運動部活動は、学校において計画する教育活動の一つで、運動する楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、生涯にわたって親しむことのできるスポーツ等を見いだす格好の機会である。また、発育・発達の著しい中・高校生の時期には、体力の向上や健康の保持増進にも極めて効果的な活動である。

(3) 休み時間や放課後等の時間での体力の向上

子供が体を動かす時間を確保するため、休み時間等を活用して、できるだけ体を動かす時間を設定することが大切である。

特に、小学校では、いろいろな外遊びの紹介や仲間と一緒に力いっぱい運動をしたり、楽しみながら体力を測定したりするなどの工夫も必要である。

また、子供の遊び（運動を伴う遊び）は、「身体能力」、「知性」、「社会性」を育てていく上でとても重要なものである。



(4) 家庭や地域との連携

日常生活において子供が運動やスポーツに親しみながら、体力の向上に関する活動の実践を促すためには、家庭や地域との連携を図り、学校の取組状況や体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等を情報提供し、運動習慣や体力の重要性を認識してもらうことが大切である。

(5) 成果の評価と修正・改善について

運動習慣の確立と体力の向上を図るためには、取組の成果を評価し、実態に応じて新たな目標を設定するとともに、活動を展開するための計画や方法などの修正・改善を図ることが必要である。

分析・計画(8月)

【学校での運動習慣の確立・体力の向上のためのマネジメントサイクル】

- 本年度の自校の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等を、県(前年度)及び全国(前々年度)の結果(意識調査、体力合計点等)と比較して分析する。
- 重点的ご取り組み課題を明らかにするとともに、次年度の目標を設定し、体育授業や授業以外の取組についての「**体育に関する指導改善計画**」を作成する。

調査(次年度4月～7月)

評価

- 最新の自校の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を、県(前年度)及び全国(前々年度)の結果と比較して評価を行う。
- 課題に対応した次年度の目標や、取組を展開するための計画、実施内容などの修正・改善について**体育指導推進リーダー**※を中心に検討する。
※体育指導推進リーダー:学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の運動やスポーツ好きを増やし、体力向上の取組を推進する者。

実施(取組)(9月～次年度7月)

- 体育科、保健体育科の授業において、指導計画、授業方法及び授業内容を工夫し充実させる。
- 休み時間等にできる運動や積極的な外遊びを奨励する。
- 運動会や体育祭などの体育的行事を計画し実施する。
- 体を動かす機会を増やすよう、児童生徒の実態に合わせて一人でもできる運動などを課題として与える。

体育に関する指導改善計画の作成

計画の補正(11月)

自校の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等を、県(本年度)及び全国(前年度)の結果と比較して分析し、**計画の補正**を行う。

県調査の結果の公表

2 「広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を活用した運動習慣の確立と体育に関する指導改善について

本県では「広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施し、児童生徒の運動習慣と体力・運動能力、運動習慣等の現状を明らかにするとともに、運動習慣の確立と体育に関する指導改善に向けた取組を推進するための基礎資料としている。

各学校においては、「広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査」結果と、自校の新体力テストの結果を比較することなどにより、自校の課題を把握した上で、体育科、保健体育科の授業における取組はもとより、特別活動や運動部活動等、学校の教育活動全体で、体育に関する指導改善に向けた取組を進めていくことが重要である。

なお、令和4年度「広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査」結果は、次のとおりである。

(1) 調査結果の概要

広島県の体力合計点平均値の推移 (抜粋)

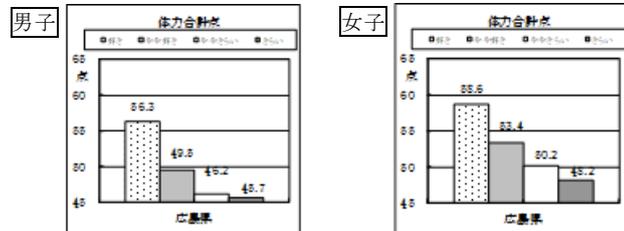


広島県の令和4年度と令和3年度の平均値の比較

性別	年齢	項目	握力	上体起こし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	持久走	50m走	立ち幅とび	ボール投げ	()内は前年	
												◎の数	△の数
男子	小10	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	2 (4)	25.0 (50.0)
	中13	◎	△	◎	◎	△	△	◎	◎	△	△	5 (4)	55.6 (44.4)
	高16	◎	△	◎	◎	△	△	△	◎	◎	△	4 (6)	44.4 (66.7)
女子	小10	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	1 (4)	12.5 (50.0)
	中13	◎	△	◎	△	△	△	△	◎	△	△	3 (1)	33.3 (11.1)
	高16	◎	◎	◎	◎	△	△	△	◎	◎	◎	5 (8)	55.6 (88.9)
前年度以上の項目数(◎)			5 (4)	1 (0)	6 (4)	2 (2)	0 (1)	0 (2)	1 (5)	3 (4)	2 (4)	20 (27)	38.5 (51.9)
下回っている項目数(△)			1 (2)	5 (6)	0 (2)	4 (4)	6 (5)	4 (2)	5 (1)	3 (1)	4 (2)	32 (25)	61.5 (48.1)

◎前年度以上の項目 △前年度を下回っている項目
* 小学生、中学生、高校生は、特別支援学校の児童生徒を含む。

運動の愛好度と体力合計点について【小学校第5学年段階(10歳)】



(2) 調査結果の特徴

ア 全体的な状況

本県の児童生徒の体力は、体力合計点平均値の年次推移を見ると、平成30年度まで上昇傾向にあったが、令和4年度の調査では、小学校、中学校、高等学校の全ての段階において、令和3年度の調査結果を下回る結果となった。しかし、小学校、中学校の段階においては、令和4年度の全国調査結果を上回る結果となった。

イ テスト項目別状況

令和4年度の調査結果を令和3年度と比較すると、特に小学生において、令和3年度の調査結果以上の項目の割合が低くなっている。また、項目ごとに見ると、「上体起こし」「20mシャトルラン・持久走」「50m走」において、令和3年度を下回った児童生徒が多くなっている。

ウ アンケート調査結果

小学校第5学年の「運動・スポーツが好き」については、「好き」と回答した広島県の男子の体力合計点は56.3、女子では58.6となっており、運動・スポーツが楽しい児童は、体力合計点が高い傾向がある。この傾向は、中学校第2学年及び高等学校第2学年においても同様である。

(3) 授業や学校教育活動全体の取組への活用例

ア 各学校での現状と課題の把握

- (ア) 全国や県の平均値を参考として、学校全体の状況はもとより、学年別、学級別、男女別等の体力・運動能力、運動習慣等の現状と課題を把握する。
- (イ) 個々のテスト項目の数値だけでなく、児童生徒の運動の実施状況や生活習慣等の実態からも課題を把握する。

イ 具体的な目標の設定と計画の作成

- (ア) 児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の現状と課題を的確に把握した上で、各学校独自の具体的な目標を設定する。
- (イ) 児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の実態に応じた、体育科、保健体育科の授業や学校の教育活動全体での具体的な「体育に関する指導改善計画」を作成する。

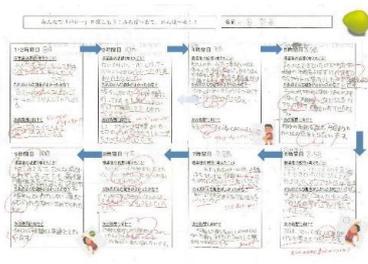
ウ 具体的取組

- (ア) 授業では十分な運動量を確保し、児童生徒が運動することによって爽快感や達成感を味わえるようにするとともに、意欲的に取り組みたくなるような多様な運動の場の設定や教材づくりを行う。また、児童生徒が自己の運動課題の解決を目指す活動が行えるよう、学習カードやグループ学習を活用するなど、適切に指導・支援する。

《令和4年度体育に関する指導推進校の取組》



【主運動につながる準備運動の工夫】



【ワンペーパーポートフォリオを活用したワークシートの工夫】



【車椅子バドミントン体験】



【ホワイトボードを用いた作戦の視覚化】



【デジタル体育ノートの活用】



【アダプテーションゲームを取り入れた授業】
(バスケットボール)

- (イ) 学校の教育活動全体では、休み時間等の活用や体育的行事の実施など、運動時間の確保や運動意欲を高めるための取組を工夫する。
- (ウ) 「体づくり運動」領域の学習を通して、体力の必要性や体力を高めるための運動の行い方を理解し、自己の体力に応じて学校の教育活動全体や実生活において学習したことが実践できるようにする。
また、新体力テストの実施に当たっては、前年度の記録を基に個々の目標を設定させたり、正しい計測の仕方を指導したりするなど、児童生徒が意欲的に取り組めるよう工夫する。

第2章 生きる力の育成

Ⅱ 小学校以降の教育につながる乳幼児期の教育・保育の推進

平成30年度から実施の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「幼稚園教育要領等」という）において、「幼児教育※において育みたい資質・能力」を遊びを通して一体的に育むことの重要性が示され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化された。三つの柱で整理された資質・能力（知識及び技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう力・人間性等）は、幼児教育と小学校以降の教育を貫く柱として示され、幼稚園だけでなく全ての学校教育において育むこととされた。

また、令和2年度から全面実施された小学校学習指導要領において、特に、小学校入学当初は、「生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと」が求められ、スタートカリキュラムの編成・実施が規定された。低学年の各教科等の学習指導要領にも同旨が明記され、幼児教育と小学校教育との円滑な接続は、より一層求められている。

※小学校就学前の教育・保育を意味する。

1 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン（第2期）の策定の趣旨及び目指す姿

(1) 策定の趣旨

本県では、家庭、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育等（以下「園・所等」という。）など、子供が育つ環境に関わらず、県内全ての乳幼児に小学校以降の教育の基盤が培われるよう、本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方と今後の施策の方向性について取りまとめた「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランを平成29年2月に策定した。

令和4年には、このプランを基本的に継承しながらも、これまでの取組の成果や課題、乳幼児期の育ちを取り巻く情勢の変化などを踏まえ、令和4年度以降の施策の方向性を示す「『遊び 学び 育つひろしまっ子』推進プラン（第2期）」（以下「第2期プラン」という。）を策定した。

第2期プランでは、「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方が家庭や園・所等、さらには小学校以降で共通認識され、一人一人の子供が興味・関心に基づいてやりたいことを自由に選択できるような環境の中で、子供たちには、生涯にわたって主体的に学び続けるための基盤が培われることを目指している。



(2) 目指す乳幼児の姿と乳幼児期に育みたい5つの力

目指す乳幼児期の姿

遊び 学び 育つひろしまっ子！

「豊かに感じ気付く子」、「思いっきり体を動かして遊ぶ子」、「遊びを創り出す子」、「夢中でとことん遊ぶ子」、「心を通わせて遊ぶ子」であり、「遊び」を通して、子供それぞれの心と体の発達が促され、「探究の芽」が育っている広島の子供。

乳幼児の生活のほとんどは、「遊び」によって占められている。熱中する「遊び」の中で、発見すること、体を動かすこと、創造すること、出来なかったことや失敗を乗り越えること、人と関わることなどを繰り返し経験することで「探究の芽」が生まれ、これが生涯にわたって主体的に学び続けることにつながっていく。乳幼児期の子供にとって、「遊び」は探究の宝庫で、「遊び」そのものが学びなのである。こうしたことから、本県の目指す乳幼児の姿を「遊び 学び 育つひろしまっ子！」としている。

このような子供の姿を育むため、乳幼児期に育みたい力を、「感じる・気付く力」、「うごく力」、「考える力」、「やりぬく力」、「人とかかわる力」の5つの力に整理している。これら5つの力は、遊びを通して総合的に生まれ、この目指す姿や5つの力は、子供の育ちの方向性を示すものであり、ここまで到達しなければならないといったものではなく、個別に取り出して身に付けさせるものでもない。また、一人一人の子供にはそれぞれの発達の特徴があるように、「5つの力」のバランスも子供によってそれぞれ違いがある。

乳幼児期に、「5つの力」を育むことは、小学校以降の教育の基盤となり、小学校以降の「学びの変革」で育成する「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力」へとつながっていく。

そのために、子供に関わる保護者や教員・保育士等は、一人一人の子供が興味・関心に基づいて、やりたいことを自由に選択できるような環境の中で、じっくりと遊ぶことができる時間や場を確保し、安心して主体性を発揮しながら「遊び」を展開していくことができるようにしていくことが重要である。

5つの力の育ちの事例

考える力

試行錯誤しながら、といを支える土台の高さやといの角度を考え工夫している。

人とかかわる力

友だちの動きを見ながら、自然に自分の役割を見付け、協力している。



やりぬく力

「こうなるはず。」と予想しながら、根気強く取り組み、遊びを次々に発展させている。

(3) 育成を目指す資質・能力及び乳幼児期に育みたい5つの力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿とのつながり

平成30年度から実施の幼稚園教育要領等において示された資質・能力（知識及び技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう力・人間性等）と本県の目指す乳幼児期に育みたい「5つの力」の方向性は同じであり、「5つの力」の育成に取り組む中で、自ずと「乳幼児期に育みたい資質・能力」も生まれ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながる子供の育ちが見られると考えられる。



👉考えてみましょう！



どろだんご遊び(保育所ひかり学園)

遊びを通して、どのような資質・能力、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が育まれているのでしょうか。

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは

5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のねらい及び内容に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児教育において育みたい資質・能力が育まれている子供の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。いずれの項目も育てるべき能力や達成を求められる課題ではなく、あくまで育ってほしい方向性を表したものであり、個別に取り出されて指導されるものではない。また、一人一人の発達の特성에応じて育っていくものであり、全ての子供に同じように見られるものではないことにも留意する必要がある。

2 施策体系

5つの施策において、本県の乳幼児期の教育・保育の充実を図ることとしている。



I 子供の育ちのつながり

- 施策1 教育・保育の内容や方法の充実
- 施策2 教育・保育を担う人材の確保、資質及び専門性の向上
- 施策3 小学校以降の教育との円滑な接続の推進

II 家庭・地域のつながり

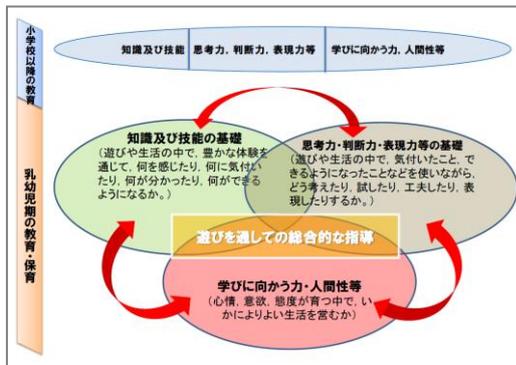
- 施策4 家庭教育支援の充実

III 行政・関係機関のつながり

- 施策5 乳幼児期の教育・保育を推進するための体制の構築

3 幼保小連携・接続の推進

(1) 本県の目指す幼保小連携・接続



乳幼児期の教育・保育において、遊びを通じた総合的な指導の中で一体的に育まれた資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力・人間性等」）は、小学校以降の教育につながっていく。

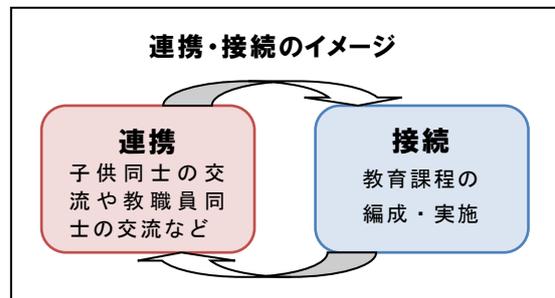
小学校低学年は、学びがゼロからスタートするわけではなく、乳幼児期に総合的に育まれた資質・能力や子供たちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる時期である。

ア 連携・接続の充実

子供は、園・所等から小学校へ移行していく中で、突然違った存在になるわけではない。発達や学びは連続しており、園・所等から小学校への移行を円滑にする必要がある。

しかし、小学校と園・所等では、子供の生活や教育の方法が異なる。子供の発達と学びの連続性を確保するためには、子供の発達を長期的な視点で捉え、園・所等と小学校の教育・保育の内容や指導方法の違い・共通点について理解を深めることが大切である。

また、園・所等での育ちと学びを小学校での学びにつなぐ教育活動を実践するために、小学校と園・所等が連携し、接続を見通した教育課程（カリキュラム）を編成し、実施することが必要である。



イ 幼保小接続カリキュラム

本県では、園・所等が中心となって編成する年長児のカリキュラム（アプローチカリキュラム）と、小学校が中心となって編成する小学校第1学年のカリキュラム（スタートカリキュラム）の「つながり」，「接続」を意識して編成されたカリキュラムを「幼保小接続カリキュラム」としている。

乳幼児期に、子供は遊びの中で成長や発達に重要なことを多く学んでいる。接続期は、小学校の前倒しや準備の期間ではなく、乳幼児期に遊びを通して育まれてきた「学びの芽生え」を、各教科等の「自覚的な学び」につなぐ時期である。それを踏まえ、次のような視点でカリキュラムを作成することが重要期である。

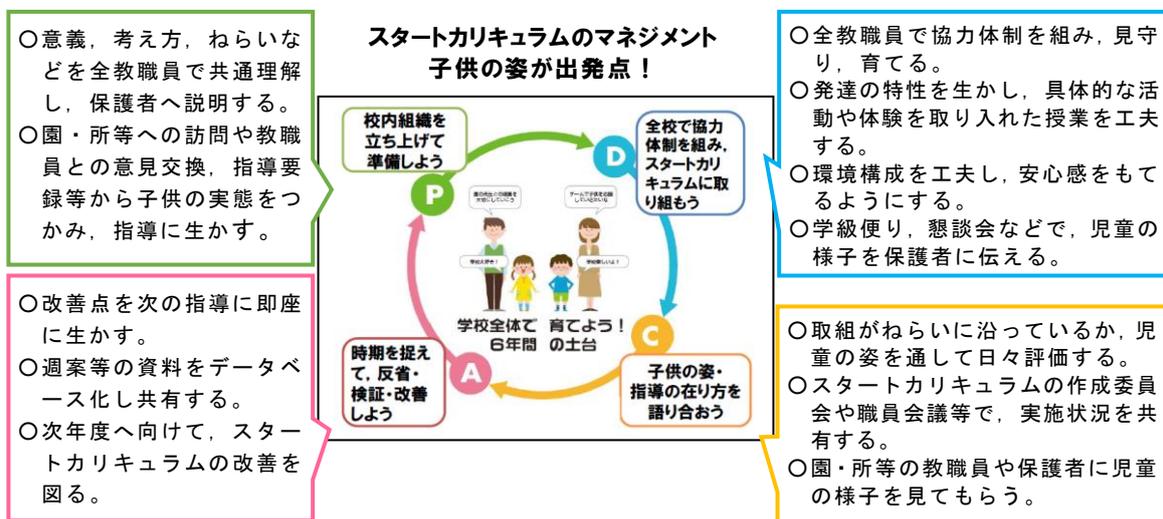
幼保小接続カリキュラムのポイント

幼保小接続カリキュラムのキーワード
子供たちが、主体的に伸び伸びと自己発揮できる！

アプローチカリキュラムとは 園・所等	スタートカリキュラムとは 小学校
<p>園・所等においては、幼児教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。</p>	<p>乳幼児期の教育・保育を通して育まれた資質・能力を踏まえた教育活動を充実させ、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能とする教育課程の実現につなげる。</p>
<p>視点</p> <p>創造的な思考の基礎を培う経験 <small>※乳幼児が会おういろいろな事柄に対して、自分のしたいことが広がっていきながら、たとえうまくできなくてもそのまま諦めてしまうのではなく、更に考え工夫していくことが重要。</small></p> <p>協同して遊ぶ経験 <small>※共に協力して目標を目指すということにおいては、幼児教育から見られるものであり、小学校教育へとつながっていくものであることから、園・所等の生活の中で協同して遊ぶ経験を重ねることも大切。</small></p> <p>就学への期待が膨らむ経験</p>	<p>視点</p> <p>生活科を中心とした合科的・関連的な指導の工夫 <small>※幼児教育とのつながりや児童の発達の特性を踏まえ、児童の思いや願いを基に学習活動を展開していく生活科を中心に指導の工夫を行う。</small></p> <p>弾力的な時間割の工夫 <small>※この時期の児童の発達の特性を配慮し、短い時間で時間割を構成したり、ゆったりとした時間の中で進められるように時間を設定したりする。</small></p> <p>安心して自ら学びを広げる環境構成の工夫 <small>※一人一人の子供の発達や実態を踏まえること、友達との関わりが増え人間関係が広がること、学びの動機付けとなることなどに配慮する。</small></p>

ウ 全校で取り組む幼保小連携・接続

各学校においては、学校全体でスタートカリキュラムの共通理解や編成・実施に組織的に取り組むとともに、カリキュラム・マネジメントによる、スタートカリキュラムの質の向上を実現することが求められる。



(2) 県内の幼保小の連携・接続に係る取組

本県では、幼保小接続カリキュラムの必要性を理解し、地域の実態に応じて、小学校と園・所等が協働しながら子供の育ちと学びをつなぐ幼保小連携・接続の取組の充実が図られている。

ア 連携の取組

【教職員同士の交流】



園・所等、小学校の教員等で協議
(東広島市幼保小連携推進担当者研修)



小学校教員による保育参観
(庄原市幼保小連携・接続に係る研修会)

【園児と児童の交流】



「坂の秋 みんなでたのしくあそんじゃおう！
～ぼく、わたしは〇〇マイスター～」
(社会福祉法人微妙福祉会坂みみょう保育園
・坂町立坂小学校)

県教育委員会が行っている事業(◆)・研修(●)

◆「育ちと学びをつなぐ」幼保小連携・接続の充実事業

(文部科学省委託「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」)

- ・県内7市町を指定し、幼保小連携・接続のための組織体制を整備するための支援を行う。

●幼児教育長期派遣研修

- ・小学校教諭を1年間、園・所に派遣し、幼児教育の実践を体験することによって、本県の幼児教育の推進や幼保小接続の中核となる教員の育成を図る。

●広島県初任者研修(小学校(教諭・講師)の「園・所における就業体験」

- ・幼稚園・保育所・認定こども園において、1日就業体験を行い、乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を理解するとともに、自身の小学校における教育活動の充実につなげる。

●幼保小連携担当教員対象の研修会

●幼保小連携・接続「共に考えよう！互恵性のある交流活動」(教育センター特設専門講座)

●「特別な支援を必要とする幼児児童のための幼保小接続期の教育・保育」講座



幼児教育長期派遣研修生の様子
(派遣園：広島大学附属三原幼稚園)

イ 接続の取組(スタートカリキュラム)

【生活科を中心とした合科的・関連的な指導】

低学年における教科等の学習は、発達の段階等を踏まえて、互いに関連付けて展開することが大切である。

生活科と他教科等との合科的・関連的な指導を行ったり、低学年の児童の生活とつながる学習活動を取り入れたりして、教科等横断的な視点で教育課程の編成、実施上の工夫を行うことが重要である。

※合科的・関連的な指導とは

合科的な指導	各教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つで、単元又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせて、学習活動を展開するもの
関連的な指導	教科等別に指導するに当たって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導の時期や指導の方法などについて相互の関連を考慮して指導するもの 例)生活科の学習成果を他教科等の学習に生かす/他教科等の学習成果を生活科の学習に生かす

【弾力的な時間割】

入学当初の児童の特性に配慮し、この時期の学びの特性を踏まえて、10分から15分程度の短い時間で時間割を構成したり、児童が自らの思いや願いの実現に向けた

活動をゆったりとした時間の中で進めていけるように活動時間を設定したりすることなどが考えられる。

<竹原市立中通小学校のスタートカリキュラムの実践>

流れ

登校
荷物・身
辺の整理

なかよし
タイム

1 時間目

2 時間目



↑ 校長先生にインタビュー

【弾力的な時間割】

- 登校後、朝の支度を済ませ、友達を誘い合って自由に遊べる時間を設定し、外遊びやブロックなど楽しい気持ちで1日の学校生活を始めることができるようにする。
- 朝の会から1時間目を連続した時間とし、幼児期に親しんできた手遊びや歌、リズムに乗って体を動かすことや絵本の読み聞かせ等の活動を取り入れたり、友達と仲良く交流する活動を行ったりする。
- 10分から15分程度の短い時間を活用して時間割を構成したり、具体的な活動の伴う学習活動を位置付けたりする。
- 同じ活動と同じ時間で繰り返したり、慣れてきたら少し発展的な内容にしたりして、段階的な活動内容を設定し、児童が安心して学校生活を楽しむことができるようにする。



↑ 幼児期に親しんだ
どろ遊び



↑ 幼児期に親しんだ
椅子の配置（円形）



↑ 10分～15分間の
短い時間で表現
（ダンス）

【生活科を中心とした合科的・関連的な指導】

- 生活科の学校探検の単元において、国語科や算数科、体育科、道徳科等、複数の教科の目標や内容を組み合わせたり、学校探検で見つけたものを図工の時間に活用したりするなど、各教科等のつながりを意識して単元を構成する。
 - 単元の最初には、「学校にはどのような部屋があるか」「どのような人がいるか」を話し合うなど、児童の思いや願いの実現に向けた主体的な学習につながっていくようにする。
 - グループで学校の先生にインタビューをするなど、具体的な体験活動の場や友達と協働して活動するのを工夫する。

4 家庭教育支援の充実

家庭は全ての教育の出発点であり、家庭教育をとおして、子供たちが基本的な生活習慣、自立心、思いやり、社会的なマナーなどを身に付けていく上で重要な役割を果たすものであることから、保護者が自信と安心感をもって子育てすることができるよう、親の学びや育ちを支援することが重要である。

本県では、「遊びは学び」など、子供の育ちに関する基本的な考え方や、子供との関わり方などについて、家庭でよくある具体的な場面を例として取り上げ、保護者に分かりやすく伝えるコンテンツを開発し、園・所等やネウボラ拠点等、親子が多く集まるイベント等の場や母子手帳アプリ、SNS等を活用しながら保護者に広く提供している。

また、子供との関わり方などについて保護者同士が学び合うことができる学習プログラムや、親子で一緒に楽しみながら「遊びは学び」を体験する場の提供や、妊娠期や中学生・高校生段階から学ぶ機会の充実にも取り組んでいる。

さらに、地域の身近な支援者として、保護者に寄り添い話を聞いたり、地域の関係機関等へつないだりすることができる人材の育成やそのネットワーク化にも取り組んでいる。



分かりやすく親しみやすい情報提供

保護者に役立つ情報をお届けしています。
家庭教育支援のページ「親子コミひろしまネット」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/oyakokomi>



Ⅲ 特別支援教育の推進

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、そのもてる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導や必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において実施されるものであり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校といった連続する多様な学びの場の充実を図り、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階に応じたきめ細かな指導を行うことが重要である。

1 広島県における特別支援教育の推進

県教育委員会は、令和2年2月に専門性に基づく質の高い特別支援教育の実現を目指して、広島県特別支援教育ビジョンを改訂した。このビジョンは、障害のある幼児児童生徒一人一人の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、本県における特別支援教育の理念や方針等を総合的にまとめたものである。

支援体制の整備

- 多様な学びの場の充実
- 各市町の就学相談支援体制の強化
- 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制の整備
- 交流及び共同学習の充実
- 特別支援教育の保護者等への理解啓発 等

教員の専門性の向上

- 学びの場に応じた研修
- 地域の中核となる教員の育成
- 特別支援学級担任、通級による指導担当者を対象とした免許法認定講習の実施、受講の促進
- 特別支援学校教員の複数障害種免許状取得の促進 等

特別支援学校における教育の充実

障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮の充実等

- カリキュラム・マネジメントの推進
- 一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法、障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮及び評価の在り方の工夫・改善
- 職業的自立を促進する教育の推進
- 授業におけるICT活用の促進、環境整備、教員の指導力の向上
- 重複障害のある生徒等、医療的ケアが必要な生徒等への指導の充実（専門家との連携、支援機器の活用）
- 医療的ケア実施体制の強化
- センターの機能の更なる充実 等

県立特別支援学校の教育環境の充実・整備

- 知的障害のある児童生徒の増加に対応した適切な学習環境の整備
- 職業教育の一層の充実
- 今後の特別支援学校の在り方を検討 等

参考HP：ホットライン教育ひろしま「広島県特別支援教育ビジョン」（令和2年2月）

2 インクルーシブ教育システムの構築

(1) 障害者の権利に関する条約

国においては、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」(以下、「条約」という)を平成19年に署名、平成26年に批准した。

条約の批准に当たっては、障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等、関連する国内法令の整備が進められた。また、教育分野では、今後の特別支援教育の在り方が中央教育審議会でも検討され、平成24年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」としてまとめられた。

この報告を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに的確に応えるきめ細かな指導を、より一層充実していくことが求められる。

(2) インクルーシブ教育システム

この報告では、インクルーシブ教育システムを構築するためには、最も本質的な視点として、「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」とした上で、障害のある者とない者とが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子供に対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとしている。その際、小・中学校等の通常の学級、通級による指導及び特別支援学級や、特別支援学校といった、子供たちの多様な教育的ニーズに対応できる連続性のある「多様な学びの場」において、子供一人一人の十分な学びを確保していくことが重要であると報告は指摘している。

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されている。例えば、発達障害等により言葉だけでは内容を理解しにくい子供に対して、具体的・視覚的な伝え方を工夫することがそれに当たる。

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、多様かつ個別性が高いものであることから、その内容は、個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも活用するとともに、十分な教育が提供できているかという観点で定期的に評価することが大切である。

なお、合理的配慮を決定するに当たっては、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先する必要があるかなどについて、学校と本人及び保護者が共通理解を図り、可能な限り、合意形成を図ることが望ましい。また、合理的配慮を検討するに当たっては、個々の子供の実態把握が重要であり、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携することが求められる。

(2) 合理的配慮の具体例

合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

【合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例】

- ・ 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。
- ・ 保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可する。

【合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例】

- ・ 点字、拡大文字、要約筆記、筆談、絵カード、コミュニケーションボード、読み上げ、手話等のコミュニケーション手段（ICT機器によるものを含む。）を用いる。特に、意思疎通が不得意な障害者に対しては、絵カード、コミュニケーションボード等を活用して意思を確認する。
- ・ 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。

【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

- ・ 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可する。
- ・ 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡す。
- ・ 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意する。
- ・ 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。
- ・ 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可する。
- ・ 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者や支援者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。
- ・ 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。

- ・ 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫する。
- ・ 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりする。
- ・ 発達障害等のため、人前で発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行う。
- ・ 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり、個別に対応したりする。

参考：広島県教育委員会 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県教育関係職員対応要領」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県教育関係職員対応要領に係る留意事項」

参考HP：

中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）、中央教育審議会教育課程部会特別支援教育部会「特別支援教育部会における審議の取りまとめ」（平成28年8月）、国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」

4 特別支援教育における連携

教育と福祉の連携については、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところである。各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が必要である。

（1）切れ目のない支援体制、家庭・教育・福祉の連携（トライアングル）

障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、学校と放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、教育委員会や福祉・保健部局等が主導し、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう（切れ目ない支援）、家庭と教育と福祉のより一層の連携（トライアングル）を推進する必要がある。

（2）障害のある人を支援するためのサポートファイル

障害のある人たちのライフステージを通じた一貫した支援の推進を図ることができるよう、県内全ての市町において配付され、啓発が図られている。学校は、保護者から提示されたサポートファイルの情報を活用して、個別の教育支援計画を作成し、関係機関と連携して支援をすることが大切である。

（3）特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、学校等の要請により、障害のある幼児児童生徒又は教師等に対して必要な助言又は援助を行うなど、教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが必要である。そ

の際、校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の保育所又は幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等との連携を図ることが必要である。

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等は、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用することなどにより、個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うように努めることが大切である。

(4) 交流及び共同学習の推進（心のバリアフリー）

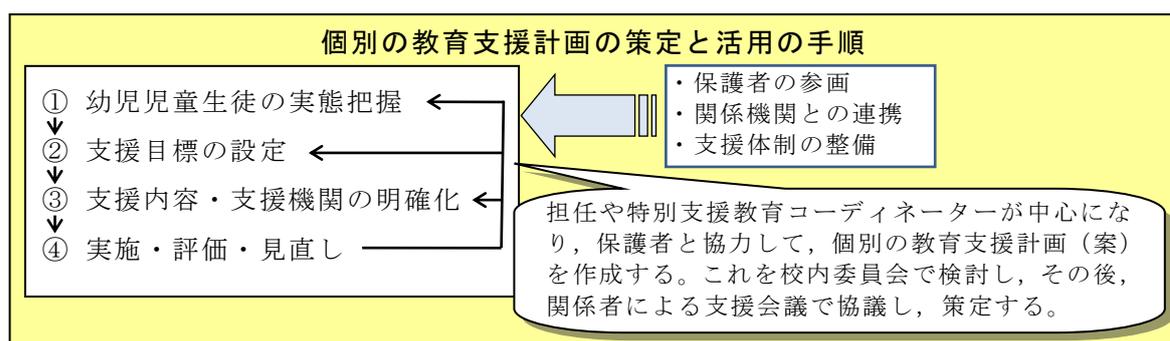
交流及び共同学習には、障害のある子供と障害のない子供と一緒に活動に参加することで、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の二つの側面があり、この二つの側面は分かちがたいものとして捉えることが重要である。

実施に当たっては、特別支援学校と小・中学校等の双方の教育課程に位置付けるとともに、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒の実態に応じた様々な配慮を行うなど十分に連携し、計画的、組織的に継続した活動を実施することが必要である。

5 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用

(1) 個別の教育支援計画の策定と活用手順

障害のある幼児児童生徒については、学校だけでなく、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的視点で就学前から学齢期、社会参加までを通じて適切な指導と必要な支援を行える体制を整えることが重要である。例えば、進路先に在学中の支援の状況を引き継ぐ際に、本人や保護者の同意を得た上で、個別の教育支援計画を活用して関係者間で生徒の実態や支援内容について共通理解を図るなど、指導や必要な支援に生かすことが大切である。



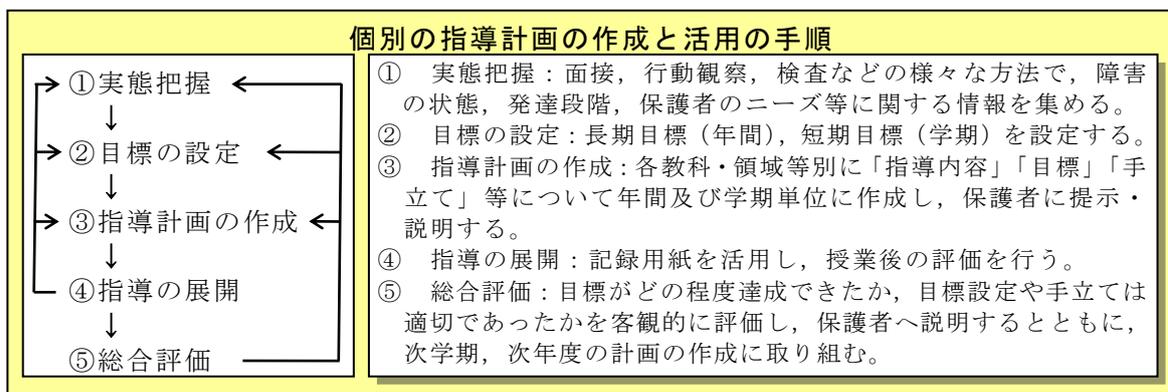
(2) 保護者の参画

個別の教育支援計画の策定及び支援の実施、評価、見直しに当たっては、保護者の意見を十分に聞くとともに、学校と保護者が支援内容等について共通理解を図ることが重要である。共通理解を図るためには、担任や特別支援教育コーディネーター等が幼児児童生徒の学習上のつまずきなどに早期に気付き、その状況を保護者に丁寧に伝え、支援の必要性・重要性を理解してもらうことが必要である。

(3) 個別の指導計画の作成と活用の手順

障害のある幼児児童生徒に対して、一人一人の障害の状態や発達段階に応じたきめ細かな指導の充実を図るためには、個別の指導計画を作成し、実際の指導に活用することが重要である。

個別の指導計画の作成に当たっては、個々の幼児児童生徒の的確な実態把握を行うとともに、それに応じた目標を設定し、指導内容や具体的な手立てを設定することが必要である。



(4) 個別の指導計画に基づいた授業の実施

授業の実施に当たっては、個別の指導計画に基づいて、実際の授業における目標、指導内容、手立て及び評価の観点を個別に明確にすることが必要である。そのためには、個別の指導計画と学習指導案との関連を明確にするとともに、実際の授業を通して評価を行い、改善を図ることが大切である。

(5) 個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した引継ぎ

特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、安心して登校し、充実感、達成感をもって学校生活を送るためには、指導方針・指導方法等の情報を確実に就学・進学・転学・就職先等に引き継ぐことが重要である。

校種間の引継ぎをスムーズに行うためには、保護者との連携による信頼関係の構築、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用、引継ぎの場の設定、が重要である。

保護者連携においては、入学式等の機会を使って、相談窓口となる特別支援教育コーディネーターの周知を図ることや、相談時に保護者の願いを丁寧に伺うなどして、支援の必要性について保護者と共通理解を図ることが重要である。

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成に当たっては、保護者に作成の目的や記載内容、活用方法等について丁寧に説明を行い、作成について同意を得ることが必要である。その際、確認のためのチェックシートを作成する等して、手順を確認しながら適切に行うことが大切である。

引継ぎに当たっては、就学・進学・転学・就職先等での支援内容を考えるため、特別支援教育コーディネーターを中心に、授業参観や連絡協議会などの引継ぎの場を定期的に設定すること、引継ぎのツールとして、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用することが必要である。

校種間の連携は、受け入れる側が主導的な役割を担い、支援内容等を確実に引き継ぐようにすることが大切である。

参考HP：ホットライン教育ひろしま「特別支援教育ハンドブックNo.2」（平成20年3月）、「特別支援教育ハンドブックNo.4 つなぐ支援 つなぐ笑顔 ～スムーズな校種間連携のために～」（平成26年3月）